

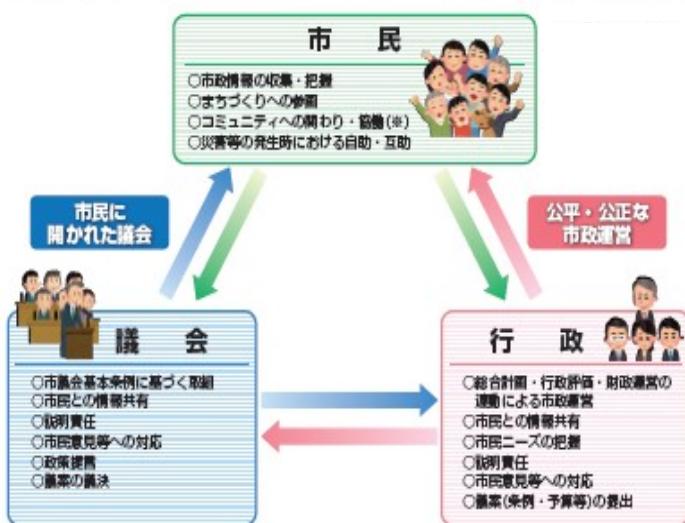
總務

自治基本条例	41
第7次総合計画	43
地方創生	53
第4次国土利用計画	55
市町村合併の取り組み	58
公共施設マネジメントの取り組み	63
第3次会津若松市人材育成基本方針	67
行財政改革の取組（概要）	71
情報化の推進	73
会津若松市情報化推進計画（概要）	75
情報公開制度・個人情報保護制度	78
男女共同参画社会づくり	81
国際交流・姉妹都市・親善交流都市等	84
職員及び職員研修	88
広聴・広報	89
統計事務	91
選挙	92
会津大学	93
会津大学短期大学部	95

会津若松市自治基本条例

自治基本条例は、自分たちのまちのみんなの課題（公共的課題）を、市民や議会・議員、行政といった「まちづくりの主体」が自らの意思と責任のもと、一緒になって解決しながら、まちづくりを進めるため、その基本となる「理念」や「原則」、「主体それぞれの役割や責務」、「まちづくりの制度や仕組み」などを定めたものです。

『自治による自主自立のまちづくり』に向けた役割



自治基本条例の必要性・背景

○地方分権の進展に伴い、地方自治体には地域の実情に合った自治体運営や、自己決定・自己責任により公共的な課題の解決を図っていく自主自立のまちづくりが求められています。

○全国的な状況と同様に、本市においても少子高齢化・人口減少が進行しています。こうした状況は、地域の担い手不足による地域コミュニティの希薄化、地域力の低下、市民ニーズ・行政需要の高度化・複雑化につながっている状況にあり、税収の減少による持続的な行政サービスへの影響も懸念されます。

○東日本大震災を踏まえ、市民互助や社会連帯を促していく重要性があらためて認識されています。

以上のような本市を取り巻く情勢等への対応として、自治基本条例をまちづくりの基本ルール・拠り

所として、まちづくりの方向性を共有しながら、参画や協働のもと、「まちづくりの主体」それぞれが役割を担いながらまちづくりに臨んでいくことで、持続的な地域社会をつくっていくことが必要です。

また、全国的に地方創生が叫ばれる中、本市では平成27年4月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」を策定し、本市の人口予測を示しながら、課題認識や具体的な取組を明らかにしたところであり、自治基本条例に基づき、「まちづくりの主体」が協働によりその対応に臨んでいく視点も重要です。

自治基本条例制定による効果

条例制定により私たちの生活がすぐに変わったり、個人の権利などに何ら影響を及ぼすものではありません。また、規定されている事項を強制するものではありませんが、以下のような効果を期待するものです。

○「まちづくりの主体」間における共通認識が図られます。

○参画や協働の制度や仕組みを明確にし活用することで、自治意識の高揚やまちづくりへの参画、協働による取組が促進されます。また、市民の声をより一層、市政に反映させることにつながります。

○総合計画をはじめとした市政運営上の様々な制度や仕組みを明確に位置付けることで、確固たる市政運営の手法が担保されます。

条例制定までの経過

(1) まちづくりフォーラムの開催

(平成23年度～)

学識経験者や先進自治体職員を招き、市民によるまちづくりを考えるためのフォーラムを開催しました。

(2) まちづくり市民学習会の開催 (平成25年度)

市政運営の様々な制度や仕組み等について学びながら、地域課題を解決するためのルールのあり方を考える市民学習会を10回にわたり開催しました。

(3) まちづくり市民会議の開催（平成 26 年度～）
市民や学識経験者など 43 名の市民が運営する「まちづくり市民会議」において、市民によるまちづくりを進めていくためのルールとなる自治基本条例の必要性やあり方、その具体的な内容について 35 回にわたり議論を重ねました。
また、市民や議会の意見も伺いながら、最終的には市民会議としての議論の結果を「自治基本条例案」として取りまとめ、平成 28 年 3 月に市長へ提出・提案いただきました。

(4) 行政における検討・議会への条例案提出
(平成 27 年度～)

まちづくり市民会議より提出された「条例案」を踏まえ行政において検討を行い、さらにはパブリック・コメントでの意見を踏まえた上で「条例案」として取りまとめました。

この条例案について、平成 28 年 6 月市議会定例会へ提出し、同議会において賛成多数により可決され、平成 28 年 6 月 29 日に公布・施行しました。

自治基本条例の構成

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 条例の位置付け
- 第 3 条 定義

第 2 章 まちづくりの主体としての役割及び責務

- 第 4 条 市民の役割及び責務
- 第 5 条 議会及び議員の役割及び責務
- 第 6 条 市長等の役割及び責務
- 第 7 条 市職員の役割及び責務

第 3 章 情報共有によるまちづくり

- 第 8 条 情報の提供及び共有
- 第 9 条 情報公開
- 第 10 条 個人情報保護

第 4 章 参画及び協働によるまちづくり

- 第 11 条 参画
- 第 12 条 コミュニティ及び協働
- 第 13 条 市民意見の公募

第 14 条 市民の意見等への対応
第 15 条 審議会等への参画

第 5 章 市政運営

- 第 16 条 総合計画
- 第 17 条 行政評価
- 第 18 条 財政運営
- 第 19 条 危機管理

第 6 章 国、他の自治体等との連携及び協力（第 20 条）

第 7 章 条例の検証（第 21 条）

第7次総合計画

総合計画策定の趣旨

本市は、平成28年6月に施行した「会津若松市自治基本条例」第16条の規定に基づき、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の basic 理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した「会津若松市第7次総合計画」を策定しました。

◆計画の名称

会津若松市第7次総合計画

◆策定根拠

会津若松市自治基本条例 第16条（総合計画）

◆位置づけ

市の最上位計画

◆計画構成

- 基本構想…将来に向けたまちづくりの基本的な方向性を示す構想
- 基本計画…市政運営にあたっての政策及び施策の体系等を明らかにする計画
- 実施計画…行政評価、個別計画、財政見通し、公共施設等総合管理計画、まちづくりモデルプランで構成し、総合計画の推進方法を示す計画

◆計画期間

平成29年度から平成38年度（令和8年度）までの10年間（2017年度から2026年度まで）

第1編 基本構想

1 まちづくりのビジョン

ともに歩み、ともに創る

「温故創しん」会津若松

※ 「しん」は、「新」、「心」、「信」、「真」、「進」、「清」、「伸」等を意味します。

本市には大きな財産があります。それは、四季折々の、厳しくも豊かな自然、実り多き大地といった会津地方の風土と、先人たちが形作ってきた、様々な「目に見えるもの・見えないもの」とが織り成す財産です。

これらは、農業や伝統産業、工業やサービス業といった多彩な産業をはじめ、ともに生き抜くための相互扶助の精神や、地域の緻密なネットワーク、地

域のコミュニティ、子どもやお年寄りへの温かなまなざし、教育重視の精神による優れた人材の輩出など、歴史や伝統・文化、人間性や知性、地域の絆などとして、私たちの社会の中に、深く根差し、確かに息づいています。

こうした本市の「財産」にあらためて光をあて（=温故）つつ、「自我作古=我より古いにしえをなす」の思いを持って、新たな考え方や手法、技術を取り入れながら、未来へのまちづくりを進めていきます。

そして、このまちに集うみなさんとともに歩みながら、「誰もがお互いを尊重し合い、自分らしく、幸せな暮らしを営むことができる、強く、やさしいまち」、「個性と魅力をもち、連綿と続く活力あるまち」会津若松を創つて（=創しん）いきます。

2 まちづくりのコンセプト

テーマ1 ひとが輝くまちへ

私たちの先人たちは、人材の育成や教育に力を注いできました。こうした風土は、謹厳実直な気質を育み、この地域をはじめ国内外で活躍する人材を輩出してきました。

これまでの本市の発展もこうした「ひと」の力によるものであり、将来においても、市民一人ひとりの多様な能力を十分に發揮できる機会を創り出し、これから地域、さらには日本、世界で活躍する人材を育んでいきます。

テーマ2 ともに創るまちへ

“まち”をつくっていくのは、ここに住み、集う「ひと」です。

市民生活を取り巻く環境が日々変わっていく中で、豊かで安心して生活できるまちをつくっていくためには、市民をはじめ、行政、本市で活動を行うあらゆる主体がともに支えあい、力を合わせて様々な課題を解決していく必要があります。

この計画が掲げる「まちづくりのビジョン」の実現に向けて、本市を構成する多様な主体とともに取組の推進を図っていきます。

テーマ3 つなぎ続くまちへ

私たちの先人たちは、これまで様々な歴史の変遷の中で、この会津、会津若松市をつくり、発展させてきました。

今、大きく社会が変わろうとする中で、先人に習い、その変化を的確に読み取り、日々新たな考えを

取り入れながらまちづくりを進めることで、将来にわたって、安心して暮らすことのできるまち、魅力的で活力のあるまち、すなわち、「暮らし続けることのできるまち」、「暮らし続けたいまち」を創つていきます。

その際、以下の3つの考えを大きな視点としていきます。

◆視点1 スマートシティ会津若松

ICT（情報通信技術）や環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

◆視点2 しごとづくり

人が暮らしていくためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための経済活動や収入を得るために「しごと」が必要です。

本市には、これまで培ってきた歴史や文化、伝統産業に加え、沢山の恵みを生み出す優良な農地や森林、水などの豊富な地域資源があります。また、ICTの専門大学である会津大学やICT関連産業、観光地ならではのサービス産業、医療機関を含む既存の多様な産業なども、特色ある本市の資源です。

さらに、ここで暮らす「ひと」と「いとなみ」は貴重な財産であり、こうした資源や財産をこの「まち」が生きていくための大きな糧としながら、「しごと」を創出し、まちの活力を維持、創造していきます。

◆視点3 公共施設、行政サービスの最適化

ICTの活用や横断的な行政事務などによって、行政運営の透明性の確保や効率化を図りながら、市民の皆様に寄り添った行政サービスの提供に努めています。

また、将来、公共施設の維持が大きな負担となるないように、公共施設のマネジメントを進め、将来においても安定した行政サービスを提供していきます。

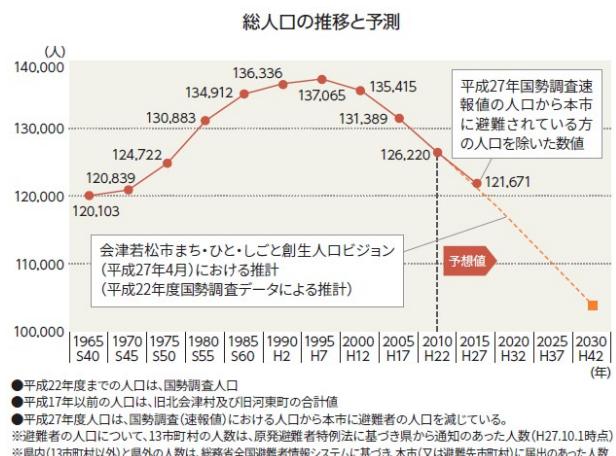
第2編 基本計画

第1章 将来人口に関する考え方

1 人口の傾向

本市の人口は、平成7年の137,065人をピークとして、他の多くの地方都市と同様に、少子化や長引く経済の停滞などにより、人口の減少と特にまちづくりの担い手となる若い方々の人口の流出が続いており、最近では、年間約1,000人のペースで減少しています。

こうした中で、平成27年の人口は121,671人（平成27年国勢調査速報値の人口から本市に避難されている方の人口を除いた数値）となっており、令和17年頃には10万人を割り込むと予想されます。

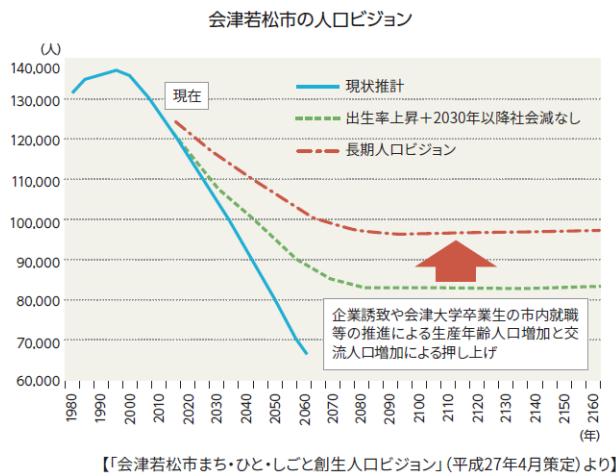


※第7次総合計画策定時点

2 人口の維持に向けて

第1期の会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※では、**10万人程度の長期的な安定人口の実現を目指すことを目標に**、長期的な人口減少対策として大きく以下の3点を掲げています。

- ①合計特殊出生率を2040年（令和22年）までに2.2まで上昇させることを目指します。
- ②2030年（令和12年）を目処に社会動態±0を目指します。（人口流入促進と流出抑制）
- ③ICT技術（会津大学との連携）や観光を核とした交流人口の増加を図ります。



※第7次総合計画策定期点

第2章 政策目標

- 政策目標1 未来につなぐひとづくり
- 政策目標2 強みを活かすしごとづくり
- 政策目標3 安心、共生のくらしづくり
- 政策目標4 安全、快適な基盤づくり
- 政策目標5 豊かで魅力的な地域づくり

第3章 政策・施策

◆政策1 次代を創る子どもたちの育成

○政策分野1 子ども・子育て

(目指す姿)

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち
(施策)

1. 子どもの育ちを支える取組の推進
2. 安心な妊娠・出産、育児等の支援
3. 未就学期から学齢期の成育環境の充実
4. 子どもが安心して生活できる環境づくり
5. 障がいのある子どもたちの療育体制の充実

○政策分野2 学校教育

(目指す姿)

学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けた子どもたちが育つまち
(施策)

1. 確かな学力の育成
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成

4. 特別支援教育の充実

○政策分野3 教育環境

(目指す姿)

すべての子どもたちが、等しく教育を受け、安全で安心して学校生活を送れる環境が整ったまち
(施策)

1. 就学環境の充実
2. 学校環境の充実、整備

○政策分野4 地域による子ども育成

(目指す姿)

地域社会全体で子どもたちを育み、子どもたちが社会的、精神的に成長するまち
(施策)

1. 子どもと子育て家庭を支える地域づくり
2. 青少年の健全育成

◆政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

○政策分野5 生涯学習

(目指す姿)

誰もが生涯にわたって学び、地域社会の中で輝いているまち
(施策)

1. 生涯学習活動の支援
2. 読書活動の推進
3. 地域における社会教育の推進

○政策分野6 スポーツ

(目指す姿)

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるまち
(施策)

1. スポーツ機会の充実
2. スポーツ環境の充実

○政策分野7 歴史・文化

(目指す姿)

文化芸術に親しむ機会にあふれ、本市の豊かな歴史資源の継承のもと、文化や歴史の魅力が世界に発信されているまち
(施策)

1. 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興
2. 地域の歴史・文化を育む環境づくり
3. 歴史資源・伝統文化の保存・継承

○政策分野 8 男女共同参画

(目指す姿)

性別にかかわりなく、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち

(施策)

1. 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

○政策分野 9 社会参画

(目指す姿)

たくさんの市民が、地域の課題解決や活性化に向けた活動に参画する活力のあるまち

(施策)

1. 市民活動・協働の推進
2. 高齢者等の活躍の促進
3. 障がいのある人の活躍の場の創出

◆政策 3 生活の基盤となる仕事の創出

○政策分野 10 食料・農業・農村

(目指す姿)

力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定供給されるまち

(施策)

1. 食料の安定供給
2. 農業の持続的発展
3. 農業生産基盤の整備
4. 農村の振興

○政策分野 11 森林・林業

(目指す姿)

豊かな森林資源を活用した林業による資源循環が可能なまち

(施策)

1. 林業の振興
2. 森林資源の需給拡大
3. 森林の活用

○政策分野 12 中小企業

(目指す姿)

中小企業が元気で経済活力にあふれるまち

(施策)

1. 地場産業の振興
2. 経済循環の推進
3. 経営基盤の強化

○政策分野 13 企業立地・産業創出

(目指す姿)

企業誘致と支援、起業支援、新産業の創出により、安定したしごとのあるまち

(施策)

1. 企業誘致の推進と企業間連携の強化
2. 成長産業の集積
3. 起業支援・新産業創出

○政策分野 14 雇用・労働環境

(目指す姿)

働きやすく、働き続けることができるまち

(施策)

1. 雇用環境の充実
2. 勤労福祉の充実

◆政策 4 地域の個性を活かした 賑わいと魅力の創出

○政策分野 15 観光

(目指す姿)

歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち

(施策)

1. 地域資源を活用した観光振興
2. 誘客宣伝の推進と受入体制の整備
3. 広域観光・インバウンドの推進

○政策分野 16 中心市街地・商業地域

(目指す姿)

商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力にあふれるまち

(施策)

1. 商店街機能の維持・強化
2. 中心市街地の魅力向上

◆政策 5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

○政策分野 17 健康・医療

(目指す姿)

健康づくりに取り組み、病気を予防して、健康でいきいきと暮らせるまち

(施策)

1. 生活習慣病の予防
2. 感染症対策の推進
3. 地域における医療体制の確保
4. 医療保険制度の安定的な運営

○政策分野 18 地域福祉

(目指す姿)

高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなどの誰もが、住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまち

(施策)

1. 地域包括ケアシステムの構築
2. 生活を支える福祉の充実

○政策分野 19 高齢者福祉

(目指す姿)

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまち

(施策)

1. 高齢者支援体制の充実
2. 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
3. 介護予防の推進
4. 高齢者とその家族等への総合的な生活支援

○政策分野 20 障がい者福祉

(目指す姿)

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち

(施策)

1. 障がいのある人の人権が守られる取組の推進
2. 障がいのある人への支援の充実

○政策分野 21 ユニバーサルデザイン

(目指す姿)

年齢、性別、身体的能力、言語の違いなどにかかわらず、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルなまち

(施策)

1. ユニバーサルデザインの推進

◆政策 6 人と豊かな自然との共生

○政策分野 22 低炭素・循環型社会

(目指す姿)

省エネルギーや再生可能エネルギーが普及し、資源循環型のライフスタイルが根付く、環境への負荷が少ないまち

(施策)

1. 環境負荷の低減
2. ごみの減量化
3. 廃棄物の適正な処理

○政策分野 23 自然環境・生活環境

(目指す姿)

市民一人ひとりが環境保全・美化意識を持ち、豊かな自然に囲まれた、きれいで快適な生活環境が整ったまち

(施策)

1. 豊かな自然環境の保全
2. 快適な生活環境の保全

○政策分野 24 公園・緑地

(目指す姿)

公園や緑地など、誰もが集える、快適な憩いの空間が整ったまち

(施策)

1. 安全で快適な憩い空間の提供

◆政策 7 災害や危機への備えの強化

○政策分野 25 生活・安全

(目指す姿)

交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心に生活できるまち

(施策)

1. 交通・防犯体制の充実
2. 市民相談・消費者保護の充実

○政策分野 26 地域防災

(目指す姿)

高い防災意識と充実した消防・防災体制の充実により、災害被害が少ないまち

(施策)

1. 災害に強いまちづくりの推進
2. 消防力の充実・強化

○政策分野 27 治水

(目指す姿)

治水対策の充実による、水害に強い安全安心なまち

(施策)

1. 総合的な治水対策

○政策分野 28 雪対策

(目指す姿)

市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち

(施策)

1. 除排雪作業の情報化・効率化
2. 除雪困難世帯の外出支援

3. 除雪インフラの整備
4. 親雪・利雪の推進

◆政策 8 地域の活力を支える都市環境の維持

○政策分野 29 都市づくり

(目指す姿)

「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち
(施策)

1. 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進

○政策分野 30 道路

(目指す姿)

人と車が安全で快適に移動できる道路交通網が整ったまち

(施策)

1. 道路交通ネットワークの整備
2. 身近な道路環境の整備・保全

○政策分野 31 公共交通

(目指す姿)

公共交通ネットワークの再構築と活性化により公共交通の利用者が増え、市内外の交流が盛んなまち

(施策)

1. 公共交通ネットワークの活性化と再生

○政策分野 32 上下水道

(目指す姿)

安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち

(施策)

1. 水道水の安定した供給と健全な経営
2. 上水道未整備地区における飲料水の安定確保
3. 安定した汚水処理サービスの提供

○政策分野 33 住宅・住環境

(目指す姿)

安全で快適な住環境が整っているまち

(施策)

1. 空家等対策の推進
2. 市営住宅の管理運営
3. 住宅・建築物の耐震化の促進

○政策分野 34 景観

(目指す姿)

自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市

の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれるまち

(施策)

1. 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成

○政策分野 35 情報通信技術

(目指す姿)

ICT（情報通信技術）の活用により、市民の誰もが積極的にまちづくりに参加できる環境が整備され、地域の課題解決や活力の維持・発展につながるまち

(施策)

1. ICTへの興味関心・リテラシーの向上
2. ICTを活用した地域活力の維持・発展

◆政策 9 ひとの力を活かした 地域活力の創造・再生

○政策分野 36 地域自治・コミュニティ

(目指す姿)

地域コミュニティの主体的で活発な活動により、強い絆のもと特色ある地域づくりが進むまち

(施策)

1. 地域コミュニティへの支援
2. 地域主体のまちづくりの推進
3. 中山間地域の活力の向上

○政策分野 37 交流・移住

(目指す姿)

相互理解と平和意識が醸成され、人や文化、経済の交流により、新しい価値が生まれ続けるまち

(施策)

1. 交流の促進
2. 定住・二地域居住の推進

○政策分野 38 大学等との連携

(目指す姿)

多くの人が会津大学をはじめとする高等教育機関で学び、将来にわたって地域で活躍するまち

(施策)

1. 大学等を活かした人口の流入・定着の促進
2. 大学等と地域の連携促進

○政策分野 39 まちの拠点

(目指す姿)

人、物、情報がつながる、賑わいと活気の創造に向けて、市民に親しまれる拠点が整っているまち

(施策)

「子ども読書活動推進計画」
 「学校施設耐震化推進基本方針」
 「生涯学習推進ビジョン」
 「水道事業ビジョン」など

第3章 財政見通し

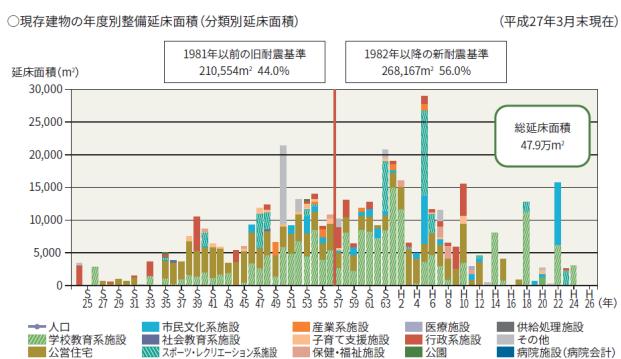
総合計画の計画期間にあわせ、財政の見通しを示します。この見通しは、市の財政状況を踏まえて、各年度の歳入歳出規模の大枠を示したものであり、今後、毎年度策定する3年間の「中期財政見通し」において、必要な見直しを行っていきます。

本市では、これまで「中期財政見通し」や「公債費負担適正化計画」に基づく財政運営により、財政の健全化と財政基盤の強化を図りながら、最適なサービス水準の維持を図ってきたところであり、今後も、「中期財政見通し」を踏まえた事務事業の構築と予算編成によって、第7次総合計画のビジョンや政策目標の実現と、財政健全性の維持の両立を図っていきます。

第4章 公共施設等総合管理計画

1960年代から1990年代にかけ整備してきた多くの公共施設が建て替えや改修の時期を迎えています。一方で、少子高齢化などから公共施設の利用状況も変化し、また、多くの施設を一斉に更新することは、市民の皆様に大きな負担を求めることになります。

このため、平成28年8月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、生活に必要な道路や橋、上下水道、学校、公民館などの公共施設を総合的に管理することで、最適な公共サービスを提供していきます。



葉は、あいづ創生市民会議の中で生まれました。
●参加者数 42 名 (構成) 男性 26 名 女性 16 名

回	開催日	主な内容
1	H27. 5. 29	会議の設置、情報共有、分科会編成
2	H27. 6. 17	市の現況説明 「まちの強み再発見！」
3	H27. 7. 1	「理想のまち」提案
4	H27. 7. 29	「女性が住んでみたい、住み続けたいまち」
5	H27. 8. 25	「人と人のつながりの再生 “出会い”」
6	H27. 9. 30	「ストップ人口減少」
7	H27. 10. 28	市民会議 with 市役所 これまでの検討結果を踏まえた市役所担当課職員とのディスカッション
8	H27. 11. 11	市民会議 with 市役所 2 これまでの検討結果を踏まえた市役所担当課職員とのディスカッション (ワールドカフェ=参加者がテーマベースで市職員と意見交換)
9	H28. 1. 13	これまでの意見、提案をキーワード、キャッチコピーとして取りまとめ

第3章 地区別ワークショップ

地区の特性、課題等を再確認し、地区の特性の応じた将来像等を協議、検討するワークショップを開催し、意見や提案等を総合計画の策定に反映しました。

地区	開催日	テーマ
湊	H27. 7. 8	湊公民館地域の活性化～地域ブランドの創出～
大戸	H27. 7. 9	大戸公民館若者世代の定住、定着～若者に魅力ある地域づくり～
河東	H27. 8. 5	河東公民館魅力ある河東地区を育てる～農業、スポーツ～
門田	H27. 8. 19	南公民館地域活動のあり方～地域活性化、支え合いの仕組みづくり
一箕	H27. 9. 3	一箕公民館教育・文化～一箕地区の宝を次世代へ引き継ぐ～
東山	H27. 9. 29	東公民館安全・安心なまちづくり～地域の防犯、防災～
本町	H27. 10. 14	小館稻荷神社商店街活性化～商店街と医療、福祉がつながるまちづくり～
行仁	H27. 10. 24 H27. 11. 1	行仁小学校みんなで考えようわくわくする行仁小学校～地区における公共施設のあり方～

北会津	H27. 11. 16	北会津公民館農村・農業の活性化～より豊かで暮らしやすい地域を目指して～
I C	H27. 11. 20	北公民館地区の少子化対策～子育て環境の向上を目指して～

第4章 高校生ワークショップ

本市のまちづくりを考える上で重要な拠点となる会津若松駅前広場等について、高校生の視点から考えを深める模型製作型ワークショップ「デザインゲーム」を開催し、若い世代が考える将来のまちづくりの縮図として捉え、総合計画策定の参考とともに、新しい形の市民参画のあり方の参考としました。

- テーマ：「未来へつなぐ
会津若松の駅前広場を考える」
- 開催月日：平成 27 年 10 月 12 日
- 市内の高校生：25 名

第5章 庁舎検討懇談会

市役所庁舎の位置づけを検討するため、市民参加による庁舎検討懇談会を設置し、第 7 次総合計画の政策・施策の立案に反映しました。

- 参加者数 16 名

回	開催日	主な内容
1	H27. 10. 5	①懇談会について ②鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想 ③庁舎に関する市民意識及び現庁舎の現状
2	H27. 10. 23	①事例研究「他自治体の庁舎等整備事例」 ②フリーディスカッション
3	H27. 11. 17	①事例研究「歴史的建造物の保存活用事例等」 ②その他
4	H27. 12. 17	①庁舎検討「市役所庁舎に求められる役割、庁舎整備の目標及び位置」 ②事例研究「庁舎整備手法」
5	H28. 1. 21	○庁舎検討「第 4 回までのまとめ、整備のあり方、財源・事業手法、整備までの流れ（今後の進め方）」
6	H28. 2. 10	① 庁舎検討「第 5 回までの意見の確認」 ②懇談会意見の取りまとめ

第6章 総合計画審議会

「会津若松市総合計画審議会条例」に基づく市長の諮問機関を設置し、市長からの諮問を受けて、第7次総合計画についての調査・審議を行い、その結果を踏まえて答申をいただきました。

●参加者：委員 16名 オブザーバー 3名

回	開催日	主な内容
1	H27. 11. 9	○委嘱状交付 ○第7次総合計画の全体諮問
2	H28. 1. 28	・本市の現状と取組 ・第7次総合計画の構成案
3	H28. 3. 30	・総合計画策定に係る各種会議 ・ワークショップの検討結果、市民等アンケート結果 ・スケジュール案
4	H28. 4. 25	・総合計画原案（基本構想、基本計画等）に関する審議
5	H28. 5. 18	・総合計画原案（基本計画等）に関する審議（分科会審議）
6	H28. 6. 1	・総合計画原案（基本計画等）に関する審議（分科会審議）
7	H28. 6. 22	・総合計画原案（基本計画等）に関する審議（分科会審議）
8	H28. 7. 6	・パブリックコメント結果 ・KPI設定と行政評価による進行管理 ・第7次総合計画（素案）
9	H28. 7. 20	・第7次総合計画原案 ・諮問にかかる答申案
-	H28. 7. 25	○第7次総合計画について答申

第7章 策定経過

- H28. 9. 1 市議会 9月定例会へ「第7次総合計画 基本構想及び基本計画」の議案を提出
- H28. 10. 6-13 総合計画審査特別委員会分科会での議案の審査
- H28. 10. 21 総合計画審査特別委員会での表決
- H28. 12. 16 市議会 12月定例会で議案を可決
- H29. 2. 22 「第7次総合計画」策定

地方創生

1 地方創生

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としている。

この目的に向かって、国では、平成 26 年 9 月「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、また、同年 12 月には、2060 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、5 か年間の目標や施策の基本的方向等をまとめた、第 1 期（平成 27 年度から 2 令和元年度）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。この動きにあわせ、地方公共団体においても各地域の特色を活かした「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されている。

なお、平成 27 年度から令和元年度までを第 1 期として、令和 2 年度から令和 6 年度までを第 2 期として各取組が進められている。

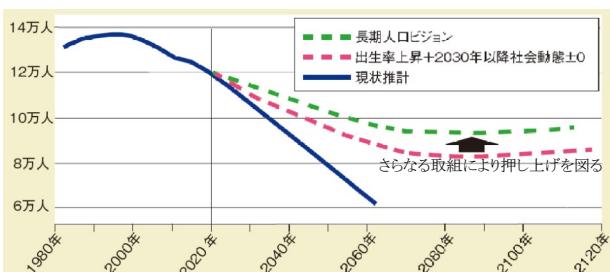
2 市の人口ビジョン

今後の人口の推移や人口減少による影響などを見極めていくことや、本市の人口減少の状況を共有し、今後の目指すべき方向性を示すものとして、「第 2 期市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を取りまとめている。

この「人口ビジョン」では、人口減少に歯止めをかけていくための方向性として、次の 3 つの視点を掲げている。

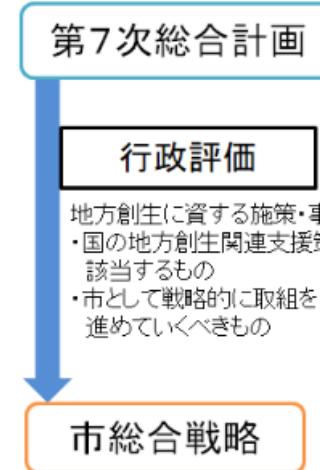
- ①合計特殊出生率を 2040 年までに 2.2 まで上昇させる
- ②2030 年をめどに会津若松市からの人口流出と市外からの人口流入を ± 0 にする
- ③会津大学や ICT 関連のビジネス、観光などにより交流人口を増加させる

「**<<第 2 期市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計>>**



3 市の総合戦略

本市における最上位の計画は「第 7 次総合計画」であり、「市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）」は、総合計画に基づく行政評価を通して、地方創生に資する施策・事業のうち、国の地方創生関連支援策に該当するものや戦略的に取組を進めていくものを抽出し、取りまとめたものである。



行政評価

- 地方創生に資する施策・事業
・国の地方創生関連支援策に該当するもの
・市として戦略的に取組を進めていくべきもの

市総合戦略

「第 2 期市創生総合戦略」では、市民生活の利便性向上や新たなしごと・雇用の創出、結婚や子育ての支援など地方創生の実現に向けて取り組んでいくものを 4 つの柱に分類し整理した。

【柱 1：ICT と既存産業・資源を活用したしごとづくり】

ICT 専門大学である会津大学が立地する特徴を活かし、ICT 関連産業のさらなる誘致を進め、地域へのしごとや雇用を増やしていく。

また、漆器・清酒などの地場産業や中小企業、農業、観光業への支援を強化しながら、誰もが活躍できる社会となるよう、女性や高齢者、障がい者などへの支援にも力を入れていく。

〈 主な取組 〉

- ・会津大学と地域企業との連携推進
- ・地域内への就職・進学機会の拡大
- ・ICT 関連産業の誘致
- ・中小企業の活性化
- ・地場産業の振興
- ・ICT を活用した農業
- ・地元産農畜産物の振興
- ・女性や高齢者、障がい者など多様な人材の雇用・就業の促進

【柱2：地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出】

会津地域が一体となって観光誘客を進めていくことや、仕事と休暇を組み合わせて、地方でテレワークなどで働く「ワーケーション」などといった新しい切り口で長期滞在者の誘客を増やしていく。

また、商店街などまちなかの魅力を向上させることで中心市街地を活性化させることや、本市の魅力を県外にもPRすることで移住者を増やしていく。

＜主な取組＞

- ・国内外の観光誘客の促進
- ・ワーケーション、リゾートテレワークなど新しい長期滞在型の取組の強化
- ・中心市街地の活性化
- ・次代を担う人材の育成・本市の魅力のPR(シビックプライド向上で移住(Uターン)促進プロジェクト)
- ・定住・二地域居住の推進

【柱3：生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり】

健康でいきいきと快適に暮らすことができるよう、医療や交通、防災などをはじめ、行政手続きのデジタル化など、ICTを活用した生活の利便性向上を図っていく。

また、再生可能エネルギーの普及拡大などにより、地球温暖化対策を推進し、安心・安全で、持続可能なまちづくりを目指す。

＜主な取組＞

- ・ヘルスケア事業の推進、地域医療体制の確保・Maasの推進
- ・防災対策
- ・虐待防止対策
- ・再生可能エネルギーの推進
- ・高齢者向けICT活用支援
- ・みなとチャンネル
- ・行政のICT化(デジタルガバメント)の推進
- ・テレワークによる働き方改革

【柱4：結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備】

安心して家庭を持ち、子どもを産み育てられるように、結婚や出産の希望が叶えられるよう支援することや、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを進めていく。

また、将来を担う人材の育成に向け、豊かな心や

学力の向上を支援するなど、ICTなども活用しながら教育環境の充実を図っていく。

＜主な取組＞

- ・結婚支援
- ・妊娠・出産の支援
- ・子ども子育ての支援
- ・多世代交流拠点の整備
- ・男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ICTを活用した学力向上、教育環境の整備
- ・子どもの心の育成とキャリア教育の推進(あいづっこ人材育成プロジェクト)

第4次国土利用計画

1 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための、かけがえのない限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じての諸活動の共通の基盤である。このため、市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

2 市土利用の基本方針

(1) 適正かつ合理的な土地利用の方針

第6次長期総合計画の将来像である「歴史・自然・文化が薫る 誇りと輝きに満ちたふるさと」を実現するため、合併により拡大した地域を含め、各地域における役割を明確化するとともに、新市における早期の一体化を促進しながら、活力ある会津地域の中核都市の形成に向けて、土地利用に関する計画の充実を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進する。

(2) 都市的土地利用の高度化

都市的土地利用に際しては、周辺の農林業への影響に十分に配慮し、自然環境の保全及び公害の未然防止に努め、計画的な土地利用を図る。また、土地の有効利用・高度利用を推進する。

さらに、環境問題の顕在化、人口減少・少子高齢化の進行など、社会経済情勢の変化を踏まえた公共施設整備などに努め、持続可能なまちづくりを推進する。

世帯数の増加を考慮し、ゆとりと潤いのある生活空間を形成し、大規模な災害等に備えた安全性の確保と快適な生活環境を創造するため、公園や緑地などのオープンスペースを確保するとともに、良好な景観の保全と形成にも配慮する。

(3) 農林業的土地利用を含む自然的土地利用の適正な保全

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割や、景観形成に配慮し、適正な保全を図る。また、土地利用の転換にあたっては、その不可逆性を考慮し計画的かつ慎重に行う。

(4) 自然環境との調和

豊かな自然環境の保全、公害の未然防止に配慮しつつ、良好な景観の保全・形成に留意し、適正な土地利用の展開を図る。

(5) 広域的な観点からの土地利用

会津地域における中核都市として、経済、教育・文化、医療等の都市機能を高めるため、計画的かつ適正な土地利用を図る。さらに、会津地域における本市の役割と責任を果たし、周辺市町村との十分な連携のもと、会津地域の発展に寄与するとともに、会津都市計画区域として、さらに一体的に取り組むことにより、地域全体として調和のとれた土地利用を図る。

3 利用区分別の市土利用の基本的方向

(1) 農用地

農用地については、農業の健全な発展を図り、食料の安定供給を担う経営体を育成するため、農業生産基盤の整備と優良農用地の確保を図る。また、効率的な営農の推進と認定農業者等の意欲ある扱い手の規模拡大が図られるよう農用地の利用集積と連担化を図る。

農用地は、市土保全機能、自然環境保全機能など多面的な役割を担うことから、耕作放棄を防止するなど農用地を適正に保全・管理するとともに、より安全で良質な農産物の生産及び環境保全のため、自然環境と調和した農業生産を推進する。

(2) 森林

市域面積の約54%を占める森林については、市土保全・水資源かん養はもとより、良好な生活環境の保全、保健・文化・教育的利用等の公益的機能の発揮に必要な森林を確保する。

また、中山間地域においては、生活環境との調和を図りながら、積極的にその機能の保全・維持に努める。さらに、優れた自然環境を形成している森林の保全に努め、保安林等の機能の高い森林は他の利用目的への転換を抑制する。

市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境と景観を確保するため、緑地として積極的に保全し整備を図る。また、その他の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、保健・休養の場、レクリエーション、教育・文化活動の場として、総合的な利用を図る。

将来の世代に豊かな森林を引き継ぐため、森林環境教育などの取り組みを推進する。

(3) 原野

原野のうち、湿原や水辺植生・野生生物の生息地など、優れた自然環境を形成しているものについては、生態系の保全及び景観の維持などの観点から保全を図る。

(4) 水面・河川・水路

①水面・河川

水面・河川については、治水上の安全性を確保するため、河川改修等を推進し浸水被害の防止・解消に努めるとともに、水質の保全及び改善を図る。

また、自然環境を保全するとともに、安らぎと潤いのある水辺空間の創造に努め、周辺景観との調和を図りながら、人と自然が親しむ憩いとふれあいのある川づくりを進める。

②水路

水路については、雨水幹線の計画的な整備により水害の防止に努めるとともに、下水道等の一層の普及により水質を保全し自然環境との調和を図りながら、流水を確保し水質の改善を図る。

(5) 道路

①一般道路

一般道路については、市土の均衡ある発展を図るために、高速交通の軸となる磐越自動車道の4車線化や地域高規格道路会津縦貫北・南道路、（仮称）阿賀川新橋梁の整備を促進する。さらに、これと一体となって各地を結ぶ幹線道路、都市骨格を形成する道路、地域の活性化を支援する道路等を整備するとともに、必要な用地の確保を図る。

その整備にあたっては、道路交通の円滑化と安全性、快適性の向上はもとより、歩行者空間の創造に努め、ユニバーサルデザインの導入を推進する。さらに、冬期の交通網を確保するため、計画的に消雪施設を整備し、雪に強い道路の整備を進めるとともに、防災空間、ライフラインの収容空間など道路の多面的機能の発揮に考慮する。

また、景観や周辺環境との調和、住民の生活環境の保全・改善及び自然環境の保全に十分配慮する。

②農林道

農林道については、農林業の生産性向上、農林地管理の適正化、農山村地域の生活環境の改善を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な管理に努める。農林道の整備にあたっては、地域産業の振興に留意するとともに、自然環境との調和と保全に十分配慮する。

(6) 宅地

①住宅地

住宅地については、人口と世帯数の動向、都市化の進展、本市の特性などに対応しつつ、計画的な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。良好で望ましい居住環境を実現するため、自然環境の保全や歴史的資産等と調和した景観形成に配慮しながら、道路や上下水道等の都市基盤の整備を併せて図るほか、住民による自主的な建築協定や景観協定等を活用する。

本市中心部においては、周辺環境と調和させたうえで、土地の高度利用等により定住人口の増加を図る。また、市街地周辺部においては、無秩序な市街地化の進行を未然に防止し、整序された住宅地を形成する。

さらに、公園・緑地等のオープンスペースを確保し、防災上の安全性の向上及びゆとりと潤いのある快適な生活環境の確保を図る。

②工業用地

国内景気が回復基調にあるなかで、地域経済は景気回復を実感できる状況には至っておらず、本市経済が将来にわたって持続的に発展していくためには、企業立地の促進により足腰の強い産業経済基盤を形成し、若者の定着、市民所得の向上を図る必要がある。

このようななか、本市の工業用地は、工業団地が完売しているなど、新たな企業立地の受け皿となる一団の土地を確保することが困難な状況にあるため、企業誘致施策に取り組むとともに、生活環境や自然環境の保全、周辺地域との調和に配慮しながら、その確保に努める。

③その他の宅地

その他の宅地（事務所・店舗等）については、歴史的資産等と調和した景観形成に配慮した土地の高度利用、中心市街地における商業の活性化、さらには良好な生活環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展に伴う商業・業務施設、情報・通信・研究開発施設の適正な配置に努める。

(7) その他

その他（教育施設・公園・緑地・交通施設等）の用地については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮し、必要な用地を計画的に確保する。また、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインの導入など、適正な整備に努

○市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 : ha、 %)

利用区分	基準年次 (平成15年)	目標年次 (平成28年)	構成比	
			平成15年	平成28年
1 農用地	7,646	7,291	20.0	19.0
① 農地	7,646	7,291	20.0	19.0
② 採草牧草地	0	0	0.0	0.0
2 森林	20,752	20,738	54.2	54.1
3 原野	108	108	0.3	0.3
4 水面・河川・水路	4,918	4,916	12.8	12.8
① 水面	3,080	3,080	8.0	8.0
② 河川	1,441	1,442	3.8	3.8
③ 水路	397	394	1.0	1.0
5 道路	1,477	1,526	3.8	4.0
① 一般道路	950	994	2.4	2.6
② 農道	496	497	1.3	1.3
③ 林道	31	35	0.1	0.1
6 宅地	2,208	2,477	5.8	6.5
① 住宅地	1,312	1,426	3.4	3.7
② 工業用地	186	206	0.5	0.6
③ その他の宅地	710	845	1.9	2.2
7 その他	1,194	1,247	3.1	3.3
合 計	38,303	38,303	100	100
市 街 地	1,637	1,671	4.3	4.4

注 : ①道路は、一般道路及び農林道である。

②市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

③平成15年欄の市街地面積は、平成12年の国勢調査をもとにした推計値である。

4 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次

計画の目標年次は平成 28 年とする。

※ 平成 28 年度の「第 7 次総合計画」策定時点において、新たな国土利用計画策定の必要性がないと判断し、第 4 次国土利用計画を当面の間、継続することとする。

(2) 人口の想定

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口は、第 6 次長期総合計画の基本的指標に基づき、平成 28 年において 125,000 人と想定する。

(3) 市土の利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

(4) 利用区分ごとの規模の目標

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来の人口等を前提とし、将来の地域形成に対応する土地利用面積を予測し、利用区分別に必要な土地面積を総合調整のうえ定める。

(5) 市土の利用の基本構想に基づく規模の目標

市土の利用の基本構想に基づく平成 28 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の社会経済の動向等により、不確定な要素を含んでいるため、弾力的に理解されるべき性格のものである。

市町村合併の取り組み

市町村合併の必要性

昭和の大合併から半世紀が経過し、その間、市町村を取り巻く環境は大きく変化してきた。少子高齢化の進行をはじめ、生活行動範囲の拡大、地方分権の進展、広域的な対応が必要な行政課題の増加、さらには近年の長期的な景気の低迷による税収の落ち込みや地方交付税の減額等により、非常に厳しい財政状況になっている。

こうした状況に対応するため、これまで事務事業の広域的な共同処理や民間委託の推進など、行財政運営の効率化に努めてきたが、今後ますます進展する地方分権型社会に的確に対応していくためには、効率的な行政組織を構築し、適正な行政サービス水準を確保しながら地域の活性化を図っていくことが行政の責務であり、また、地域住民が期待するところでもある。

このような観点から、各市町村がともに手を携え、一層の効率化を図るとともに、それぞれの地域が持つ資源や財産などの魅力を活用したまちづくりができる「市町村合併」を推進した。

合併の経過

- 平成 11 年 7 月
「市町村の合併の特例に関する法律」一部改正
- 平成 13 年 3 月
「福島県広域行政推進指針」策定
- 平成 13 年 10 月 11 日
助役座長の「市町村合併問題研究会」を設置
- 平成 14 年 2 月 13 日
会津若松市長の呼びかけにより、会津若松地方広域市町村圏 14 市町村長において「将来は 14 市町村による合併を行うことが望ましいが、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月までは、可能な範囲で合併を行う」旨の意思統一が図られる。

1. 北会津村

- 平成 14 年 6 月 7 日
事務レベル調査会設置
- 平成 15 年 1 月 15 日
任意の合併協議会設置
- 平成 15 年 8 月 9 日
法定合併協議会設置
- 平成 16 年 2 月 23 日
合併協定書調印式

- 平成 16 年 3 月 17 日
北会津村議会において廃置分合に関する 4 議案可決
- 平成 16 年 3 月 19 日
会津若松市議会において廃置分合に関する 4 議案のうち議会の議員及び農業委員会の委員の経過措置に関する議案以外を可決
- 平成 16 年 4 月 23 日
会津若松市議会において廃置分合に伴う議会の議員及び農業委員会の委員の経過措置に関する議案可決
- 平成 16 年 4 月 28 日
福島県知事へ廃置分合申請
- 平成 16 年 6 月 30 日
福島県議会において廃置分合に関する議案可決
- 平成 16 年 7 月 22 日
総務大臣による官報告示
- 平成 16 年 11 月 1 日
会津若松市・北会津村合併
同日、會津風雅堂において合併記念式典挙行

2. 河東町

- 平成 15 年 2 月 18 日
事務レベル調査会設置（湯川村含む）
- 平成 15 年 8 月 8 日
任意の合併協議会設置（湯川村含む）
- 平成 16 年 4 月 1 日
法定合併協議会設置（湯川村含む）
- 平成 16 年 10 月 25 日
湯川村が法定合併協議会から離脱
- 平成 16 年 12 月 21 日
湯川村離脱による会津若松市と河東町の法定合併協議会規約施行
- 平成 17 年 2 月 23 日
合併協定書調印式
- 平成 17 年 3 月 7 日
会津若松市議会及び河東町議会において廃置分合に関する 4 議案可決
- 平成 17 年 3 月 23 日
福島県知事へ廃置分合申請
- 平成 17 年 7 月 6 日
福島県議会において廃置分合に関する議案可決
- 平成 17 年 8 月 8 日
総務大臣による官報告示
- 平成 17 年 11 月 1 日
会津若松市・河東町合併
同日、會津風雅堂において合併記念式典挙行

北会津支所

「会津若松市役所北会津支所」は、主に北会津地域住民の総合窓口として、「まちづくり推進課」と「住民福祉課」の2課体制で業務にあたっている。

〈敷地面積〉 17,886m²

〈延床面積〉

・支所庁舎 3,939. 24m²

(内 コミュニティ施設「ピカリンホール」488.38m²)

〈竣工〉 平成10年12月25日

〈主な施設〉

- ・1階 事務室、ピカリンホール、会議室(1)、(2)
- ・2階(会津若松消防本部、会津若松・喜多方総合指令センター)
- ・3階 会議室(4)、(5)、(6)、(7)
- ・4階 展望室

主な業務

(平成25年4月総務課廃止により現在の2課体制)

◆まちづくり推進課

○まちづくり推進グループ

- ・北会津地域のまちづくりに関すること
北会津地域連携会議、北会津地域づくり委員会、北会津ふれあい号の運行支援、ホタル祭り等地域イベント支援、除雪、道路／河川等の局部的補修維持管理(軽易なもの)、公園管理(軽易なもの)
- ・ホタル関連業務
ホタル生息地環境保全、ホタル幼虫の飼育管理
- ・相談業務(農政／農林／商工／土木／上下水道等)、有害鳥獣捕獲に関すること、病害虫の防除に関すること、道路占用に関すること、集落内道路整備に関すること、上下水道に関すること、農地に関すること、国土調査に関すること、農業用使用済プラスチックの回収に関すること、など
- ・証明事務(農業委員会)
耕作証明書発行
- ・予算／決算、庁舎管理、支所内庶務、公文書開示請求等受付、期日前投票事務、行政バスを含む公用車の管理、ピカリンホールの貸館

◆住民福祉課

○住民グループ

- ・**介護保険**…要介護認定の申請受付、資格者証・受給資格証明書等の交付等
- ・**高齢者福祉**…各種サービスや各種助成の給付相談・申請受付、地域内敬老会の開催等
- ・**援護**…戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する各種相談等
- ・**障がい者福祉**…各種手帳の交付申請受付、各種助成・給付・手当等申請や自立支援医療制度に関する申請受付等
- ・**児童福祉**…児童手当及び児童扶養手当等の認定申請受付等
- ・**保育所・認定こども園**…入所申請受付・取次
- ・**医療費助成**…子ども医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障がい者医療費助成の申請、内容変更や資格喪失届出等受付、こども医療費受給資格証の交付
- ・**国民健康保険**…国民健康保険への加入・脱退等の受付、被保険者証等の交付、各種給付についての申請受付等
- ・**後期高齢者医療**…後期高齢者医療に関する届出等の受付
- ・**国民年金**…資格の得喪・免除申請・現況届等の受付
- ・**畜犬**…犬の登録受付、鑑札交付、狂犬病予防注射済票の交付等
- ・**保健衛生**…母子健康手帳の交付・健康負担額証明書発行

- ・**戸籍**…戸籍届の受付、戸籍に関する証明書の交付
- ・**住民基本台帳**…住民異動届受付、住民票等交付
- ・**合併証明書**…証明書の交付
- ・**印鑑**…印鑑登録、印鑑証明書交付
- ・**区長会**…地区区長会との連絡調整
- ・**防犯・交通**…地区防犯協会・地区交通安全協会との連絡調整、防犯灯設置補助金申請受付、市民交通災害共済受付
- ・**廃棄物対策**…生ゴミ処理機等設置補助金・資源物回収運動奨励金・ゴミステーション美化補助金の申請取り次ぎ、環境美化推進協議会との連絡調整
- ・**収納業務**…市税及び国保税の収納、納税相談、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納、水道料及び各種使用料の収納

- ・税業務…各種市税の証明書の発行、市民税の申告受付及び相談
- ・原付標識交付及び廃車業務…原付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付及び廃車
- ・減免申請受付…軽自動車税の減免申請受付

北会津支所



河東支所

「会津若松市河東支所」は、平成 24 年度の行政機構の見直しで、効率的な業務の推進体制として、総務課を廃止し、平成 25 年 4 月から「まちづくり推進課」と「住民福祉課」の 2 課体制へ再編された。

〈敷地面積〉 12,093.83m²

〈建築延面積〉

・支所庁舎等 3,178.58m²
(内 車庫 320.35m²)

〈竣工〉 昭和 58 年 3 月 25 日

〈主な施設〉

- ・1 階 執務室、ロビー
- ・2 階 会議室(大)、(中)、(小)
- ・3 階 執務室
 - ・監査事務局
 - ・会津地方市町村電子計算機管理運営協議会

主な業務内容

◆まちづくり推進課

○まちづくり推進グループ

- ・住民自治活動に関すること。（地域連携会議、地域づくり委員会、ふるさと創生基金、地域内交通の運行、地域イベントに関すること。）
- ・支所庁舎の維持管理、支所費の予算・決算等に関すること。
- ・農業委員会関連の各種申請の取次ぎ及び証明書の受付・発行、国土調査事務に関すること。
- ・農政、農林、商工業の振興、市営住宅の入居相談及び市民から文書等申請の取次ぎに関すること。
- ・道路及び河川の局部的補修等軽易な維持管理、集落内道路整備事業等の相談に関すること。
- ・市道の除雪対応に関すること。
- ・農業農村関係整備事業及び用排水路整備事業に関すること。

◆住民福祉課

○住民グループ

- ・戸籍…戸籍届の受付、戸籍に関する証明書の交付
- ・住民基本台帳…住民異動届受付、住民票等の交付
- ・印鑑…印鑑登録、印鑑証明書の交付
- ・合併証明書…証明書の発行
- ・介護保険…要介護認定の申請受付、資格者証・受給資格証明書等の交付等

- ・高齢者福祉…各種サービスや各種助成の給付相談
 - ・申請受付、地域内敬老会の開催等
- ・援護…戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する各種相談等
- ・障がい者福祉…各種手帳の申請受付、各種助成・給付・手当等申請や自立支援医療制度に関する申請受付等
- ・児童福祉…児童手当及び児童扶養手当の認定申請受付等
- ・保育所・認定こども園等…入所申請受付・取次ぎ
- ・医療費助成…子ども医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障がい者医療費助成の申請等受付、子ども医療費受給資格証の交付
- ・国民健康保険…国民健康保険への加入・脱退の受付、被保険者証の交付、各種給付についての申請受付等
- ・後期高齢者医療…後期高齢者医療に関する届出等の受付
- ・国民年金…資格取得・免除申請等
- ・畜犬…畜犬の登録受付・鑑札交付、狂犬病予防注射済票交付等
- ・保健衛生…母子健康手帳の交付、健診負担額証明書発行
- ・区長協議会…地区区長会との連絡調整
- ・防犯・交通…地区防犯協会・地区交通安全協会との連絡調整、防犯灯設置補助金申請取り次ぎ、市民交通災害共済受付
- ・廃棄物対策…生ゴミ処理機等設置補助金・資源物回収奨励金・ごみステーション美化事業補助金の申請取り次ぎ、環境美化推進協議会との連絡調整
- ・八田地区交流センター…施設の使用許可、維持管理
- ・収納…市税及び国保税の収納・納税相談、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納、水道料及び各種使用料・手数料の収納
- ・口座振替申請…市税及び税外料金の口座振替申請の相談等
- ・税証明…各種税証明の発行
- ・申告受付相談…市民税申告・確定申告・償却資産申告受付及び相談
- ・原付標識交付及び廃車…原付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付及び廃車
- ・減免申請受付…軽自動車税減免申請受付



河東支所

公共施設マネジメントの取り組み

公共施設の現状と 公共施設マネジメントの必要性

人口が増加傾向にあった 1960 年代から 1990 年代にかけて整備されてきた道路や上下水道、学校、公民館などの多くの公共施設が、更新の時期を迎えており、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となっている。

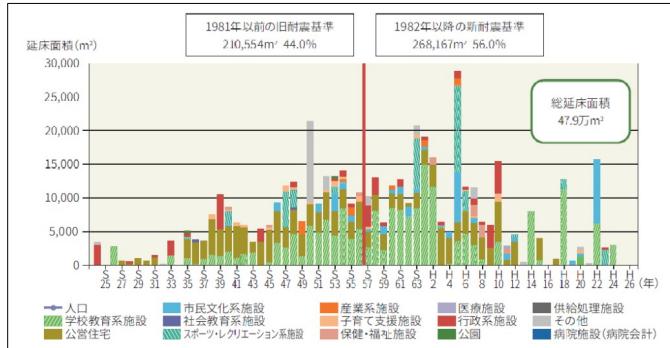
しかし、近年の社会経済情勢や人口の減少などから、それらの費用の確保は厳しい状況であり、このような状況のなかで第 7 次総合計画に示すまちづくりを着実に進めるためには、行政評価による進行管理のもと、健全な財政運営を継続しながら、まちづくりの基盤となる公共施設を維持し、適切な公共サービスを提供していくことが重要である。

このため、平成 28 年 8 月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、第 7 次総合計画の実施計画として位置付けたところであり、今後、この計画に基づき、本市が所有・管理する全ての公共施設について、複合化、有効活用など、その整備や維持管理、利活用といったあり方を市民の皆様と共に考え、実践していく「公共施設マネジメント」の取組を進めていく。



●年度別整備延床面積の推移

(建物系公共施設、分類別延床面積)



※平成 27 年 3 月末日現在

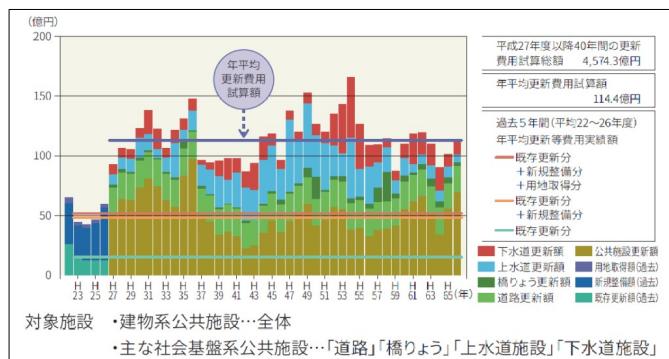
※「会津若松市公共施設等総合管理計画」より

- 築 30 年以上の施設が 5 割を超え、さらに 10 年後には約 8 割となる見込みである。
- 延床面積の内訳は、学校が約 4 割、公営住宅等が約 3 割を占めている。
- 経年劣化が見られる施設が多く、耐震性の確保やバリアフリー化など、安全で快適な環境を確保するために、修繕や改修、建替え等を計画的に進めていく必要がある。

●将来の更新費用の試算結果

(建物系及び主な社会基盤系公共施設)

※公共施設マネジメントを行わない場合



※平成 27 年 3 月末日現在

※「会津若松市公共施設等総合管理計画」より

- 現在の公共施設等を維持していくためには、建替えや改修などに、平成 27 年度以降の 40 年間で、総額 4574.3 億円、年平均 114.4 億円が必要となる見込みである。

- ・その額は、過去5年間の改修や修繕等にかかった経費の年平均に対し、約2.3倍となる。

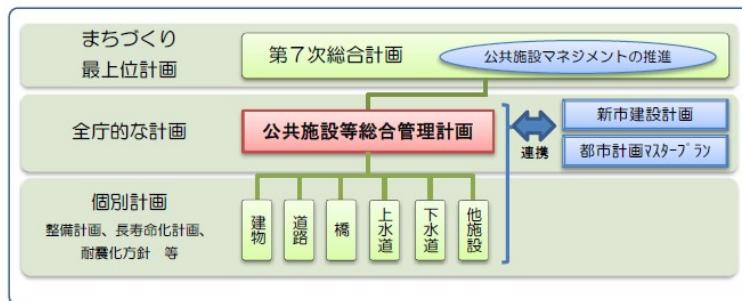
公共施設等総合管理計画

◆公共施設総合管理計画の策定

公共施設の総合的かつ計画的な整備や維持管理、複合化、有効活用などを推進（＝公共施設マネジメント）していくため、その基本的な考え方と具体的な取組を示す「公共施設等総合管理計画（平成28年8月）」を策定した。

●計画の位置付け

第7次総合計画において、公共施設マネジメントの考え方を「まちづくりのコンセプト」に、また、「公共施設等総合管理計画」をその実施計画として位置付け、全庁的な計画と連携を図りながら、取組を推進する。



●計画期間 10年間

（平成29～平成38（令和8）年度）

●対象施設

本市が所有・管理している全ての建物系公共施設及び社会基盤系公共施設（インフラ）を対象とする。

区分名	対象施設名		
建物系公共施設	●学校 ●コミュニティセンター ●幼稚園 ●公営住宅 等	●公民館 ●保育所等	●図書館 ●スポーツ施設 ●庁舎
社会基盤系公共施設	●道路 ●下水道	●橋 ●公園 等	●上水道

◆建物系公共施設マネジメントの基本的な考え方と取組

①基本的な考え方

- 既存施設を適正に管理するとともに、長寿命化し、有効活用することを最優先とする。
- まちづくりの観点から、施設の再編について検討を進める。
- 新たな施設の整備については、他の施設との複合化などによる施設全体の延床面積や維持管理費の抑制など、将来に向けた様々な検証を行ったうえで判断する。

②取組の方向性と具体的な取組

●方向性1：施設情報の共有化と効率的で安心な維持管理

- 施設状況の公表
- 維持管理手法の改善
- エネルギー利用の改善
- 保全業務の強化

●方向性2：施設の長寿命化と耐震化

- 予防保全^{※1}型の計画的な維持管理
- 耐震性の向上

●方向性3：施設の有効活用と機能及び総量^{※2}の最適化

- 施設の有効活用
- 施設の再編

※1 「予防保全」とは、施設や設備の劣化を抑え、不具合の発生を防止するため、損傷が過大になる前に、少額かつ計画的に点検や修繕などのメンテナンスを行うこと

※2 「総量」とは、施設全体の数や面積のこと

◆社会基盤系公共施設（インフラ）マネジメントの基本的な考え方と取組

①基本的な考え方

- ・新規整備も含めた全体的な見通しの中で、民間事業者との連携（PPP^{※3}など）や受益者負担の見直しを行いながら、原則として、優先順位の見極めと生涯費用^{※4}の低減、安全性の向上を目指す「既存施設の長寿命化」を最優先とする施設整備を進める。
- ・施設の維持、更新に向けた持続可能性に意を用いながら、施設全体の保有量について検討する。

②取組の方向性と具体的な取組

- メンテナンスサイクル^{※5}の構築による適正な維持管理
 - ・日頃からの点検・診断等の実施
 - ・市民や国県との連携
- 予防保全による施設の長寿命化と安全性向上
 - ・予防保全型の維持管理の実践
 - ・耐震化等の安全対策の実施
- 効率的で最適な公共サービスの提供
 - ・民間活力の導入
 - ・受益者負担の見直し
 - ・維持管理経費の削減

※3 「PPP」とは、民間や市民と公共が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと
(Public Private Partnership の略)

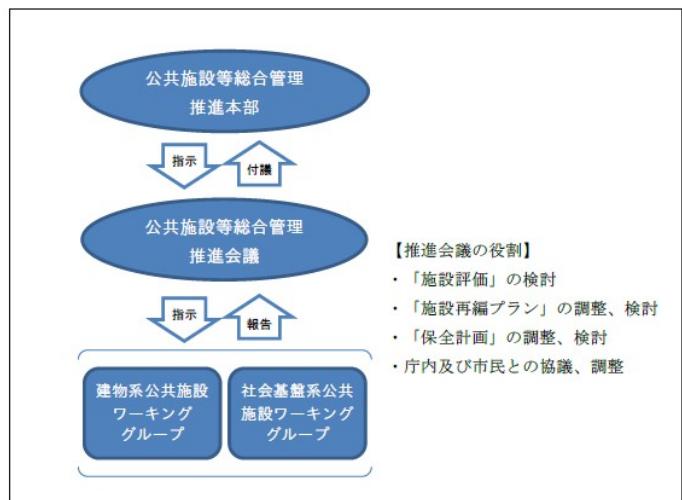
※4 「生涯費用」とは、施設の計画・設計・建設から、その建物維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額（ライフサイクルコスト）のこと

※5 「メンテナンスサイクル」とは、点検、診断、修繕などの対処や修繕計画等の見直しなどの維持管理に関する業務周期のこと

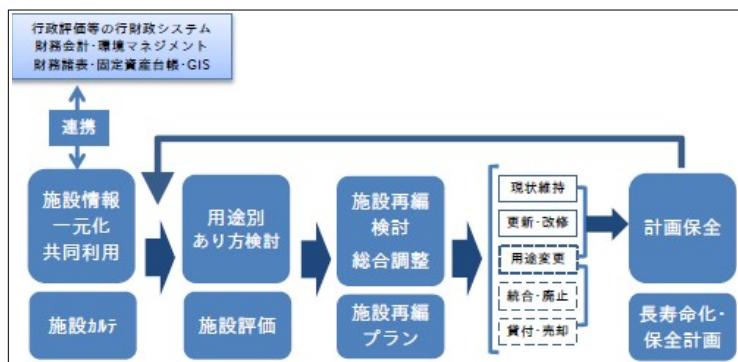
◆公共施設マネジメントの推進体制

公共施設マネジメントを推進していくため、市長を本部長とする、「公共施設等総合管理推進本部」を中心とした府内体制のもと、公共施設の管理のあり方を見直しながら、用途毎に定める長寿命化計画や保全計画、施設再編プラン等の実施計画を作成し、公共施設の安全性確保、財政負担の平準化・低減、複合化、有効活用を推進する。

●全庁的な総合マネジメント体制



●施設管理システム



公共施設マネジメントの実践

◆ 「施設カルテ」の作成

① 「施設カルテ」とは

市が保有する公共施設等について、1施設ごとに、築年数や延床面積、保有スペースなどの「基本情報」をはじめ、利用人数や運営形態、職員数などの「利用・運営情報」、光熱水費や委託料、使用料収入などの「コスト情報」、その他、点検履歴や大規模工事の履歴などのデータをグラフ等に整理し、現状を「見える化」した資料のこと。

平成29年11月に作成、公表し、以後、定期的に情報を更新。

令和2年度からは業務システムを活用し、より効率的でわかりやすいデータ分析・公表を進めていく。

② 「施設カルテ」の活用

「施設カルテ」により整理したデータは、利用率の向上やコストの削減、業務の効率化など、管理運営手法の見直しなどにつなげるとともに、用途や地域ごとの施設、機能のあり方を検討する「施設評価」や住民との施設再編の検討における基礎資料などとして活用する。



※施設カルテ（一例）

◆ 「施設評価」

必要とされる公共施設等を効率的かつ最適に配置しながら、施設の再編や計画的な維持保全を行うため、「施設用途別の公共施設のあり方」などを検討し、さらに、「施設カルテ」のデータなどを踏まえ、各施設の客観的かつ長期的な管理の方向性を見定める「施設評価」を行い、施設ごと継続利用や改修、用途変更、再編、廃止等の方向性を示す。

◆ 予防型の施設保全の取組

● 「公共施設保全計画」の推進

平成30年度に策定した、建物系公共施設の予防型の維持保全の実施計画である「公共施設保全計画」に基づき、計画的に修繕・改修等の整備事業を実施することで、長期的な事業費の平準化を図りながら、施設の長寿命化や安全性、機能性の維持・向上など、適切な維持整備を進めていく。

◆ 「施設再編」に向けた取組の推進

● 「公共施設再編プラン」の推進

令和3年8月に策定した、建物系公共施設の再編に向けた実施計画である「公共施設再編プラン」に基づき、利用者や地域住民、関係団体等の参画を得ながら、将来に向けた用途別や地域別での施設や機能の再編・再配置・活用等の取組を進め、施設総量の最適化や、よりよいまちづくりや地域の課題解決、活性化につながる施設の有効活用等につなげていく。

第3次会津若松市人材育成基本方針

(平成30年3月策定) ※抜粋

I 人材育成の基本的な考え方

1. 人材育成の意義

本市にとって「職員」は、「人は財なり」の言葉どおり、大切な財産です。社会経済状況が大きく変化する中で、今後とも厳しい行財政運営を強いられることが予想されます。組織体としての市役所としては、より少ない職員で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供していく必要があります。職員一人ひとりの能力のさらなる向上を図り、少数精鋭の組織体制で、より大きな効果を発揮していくことがあります。職員は、こうした本市の行財政を取り巻く社会状況をしっかりと認識した上で、積極的な自己変革と主体的な能力開発に努める必要があります。また、市役所の組織としては、こうした職員の取組を支援するための仕組みづくりと環境整備に取り組み、着実かつ継続的に人材育成を推進していかなければなりません。

2. 求められる職員像

求められる職員像については、これまでの人材育成に係る取組の総括、本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、次のとおり定め、職員の育成に取り組んでいきます。

【求められる職員像】

『志高く快活で、地域とともに、
未来を切り拓く 職員』

“志高く 快活で”	自己研鑽を積み、職務上必要な知識・技能を身につけ、意欲的に仕事に取り組む。健康で明るく、元気に仕事に取り組むとともにワーク・ライフ・バランスを充実させる。職場内でのコミュニケーションを活発にし、部下職員、後輩職員を育成し、組織力を向上させる。
“地域 とともに”	市民の意見を正しく理解し、市民視点で考え方行動する。市民との対話を積極的に行い、市民と信頼関係を築く。市民と協働して、地域課題に取り組む。
“未来を 切り拓く”	時代の変化を的確にとらえ行動する。ＩＣＴを活用するなどして、創造的に仕事に取り組む。未来志向で地域課題に果敢に取り組む。

3. 職種・職位ごとの役割、能力及び意識

「求められる職員像」を具体化するため、職種・職位ごとに、「果たすべき役割」、「求められる能力」及び「土台となる意識」を定めます。

職種・職位ごとに定める「求められる能力」及び「土台となる意識」については、地方公務員法に規定する「標準職務遂行能力（職位ごとに職務を遂行する上で発揮することが求められる能力）」として定めるものです。

求められる能力

「業務遂行能力」

業務改善能力、意思決定能力、

タイムマネジメント能力

「政策形成能力」

課題発見能力、企画立案能力

「組織運営能力」

業務調整能力、指導・育成能力、リスク対応能力

「対人関係能力」

コミュニケーション能力、折衝・交渉能力

土台となる意識

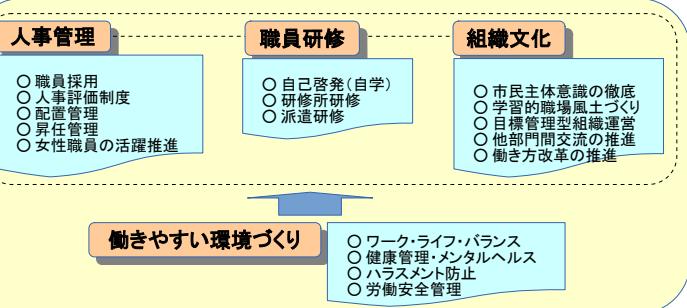
「倫理意識」「市民主体意識」「コスト意識」

「成長意識」

II 人材育成の取り組み

1. 人材育成のための取組項目

「求められる職員像」の実現に向けて、職員一人ひとりが「土台となる意識」を確実に身につけた上で、自身の「果たすべき役割」を念頭に置き、常に「求められる能力」を発揮しながら業務を遂行できるよう、次のとおり人材育成のための取組項目を定めます。取組の柱となる「人事管理」、「職員研修」及び「組織文化」について、相互に関連づけて取組を推進し、これらの取組を推進する上で基礎となる「働きやすい環境」の整備に併せて取り組むことで、人材育成の取組の成果が最大となるように取り組んでいきます。



III 人材育成の具体的な方策

1. 人事管理

①職員採用

職員採用については、定員の適正化に配慮しながら、将来の組織運営を見据え、適時に高い資質と意欲を持った人材の確保に努めます。

②人事評価制度

人事評価制度の適正な運用に努めながら、より効果的に評価結果を活用し、職員の能力の向上につなげます。

③配置管理

配置管理については、組織運営と人材育成の観点から、職員の能力・適性を的確に活かすことを基本に、職員の意向にも配慮しながら適材適所の人事配置に努めます。

④昇任管理

昇任管理は、人事評価結果を活用し、適正に人材の登用を進めます。

⑤女性職員の活躍推進

女性活躍特定事業主行動計画を着実に推進し、女性職員が今後より一層活躍できる環境の整備を進めます。

2. 職員研修

①自己啓発（自学）

すべての職員が積極的に自己啓発に取り組む環境を整えるとともに、より専門性の高い目標にチャレンジできるよう支援を充実させます。

②研修所研修

各階層に必要な知識及び技能を修得するため、階層別研修を中心に、研修メニューの充実を図ります。

③派遣研修

外部組織への職員派遣を継続して実施し、視野の拡大や意識改革を図ります。

3. 組織文化

①市民主体意識の徹底

市民との協働をより一層推進するため、市民主体意識の徹底を図ります。

②学習的職場風土づくり

職場研修や職場ミーティングの実施などにより、職場内のコミュニケーションの活性化を図り、管理監督者を中心として学習意欲に満ちた職場づくりを進めます。

③目標管理型の組織運営

各職場において組織目標を共有するとともに、

人事評価制度の業績評価を活用した目標管理によって、効果的・効率的な業務遂行を図りながら、個々の職員の意欲ややりがいの向上を図ります。

④他部門間交流の推進

他部門（職場）間の連携を推進することにより、各職場が持つさまざまな改善改革等のノウハウ、情報、意識等を共有化し、組織及び職員の課題解決能力を高めます。

⑤働き方改革の推進

仕事の生産性の向上や柔軟な働き方を推進するため、「働き方改革」に取り組みます。

4. 働きやすい環境づくり

①ワーク・ライフ・バランス

すべての職員が意欲をもって元気に仕事に取り組むことができる職場環境を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組みます。

②健康管理・メンタルヘルス

業務によって職員の健康障害が発生又は増悪することを防止し、かつ健康を増進することができるよう、引き続き相談・指導体制の充実や、職場での支援体制の整備を図ります。

③ハラスメント防止

職場におけるハラスメント（嫌がらせ）について、相談体制の充実や防止に対する職員の理解促進を図り、働きやすい環境づくりを進めます。

④労働安全管理

職員が健康で安全に業務に従事することができる職場環境の整備に取り組み、業務による災害の発生予防を図ります。

IV 人材育成推進体制

(1) 管理監督者の役割

職場の人材育成担当者として、日頃から個々の職員の能力、適性等の把握に努め、個々に応じた指導・育成を行っていきます。

(2) 人事・研修担当部門の役割

人事・研修担当部門は、この第3次基本方針に基づく取組を推進していくとともに、常に職員の意見に耳を傾け、社会環境の変化に注意を払い、それに柔軟に対応し、より効果的な人材育成を推進します。

(3) 人材育成推進委員会の役割

第3次基本方針に基づく取組を着実に推進していくため、全副部長及び全支所長により構成する「会津若松市人材育成推進委員会」において、進行管理、調査研究等を行います。

人材育成推進プラン【平成30年度～平成34年度(令和4年度)】

I 人材育成推進プラン

「第3次人材育成基本方針」における今後の人材育成の考え方と具体的な方策に基づき、当面、重点的に取り組むべき事業とスケジュールを明らかにし、計画的な人材育成の推進を図るものであります。

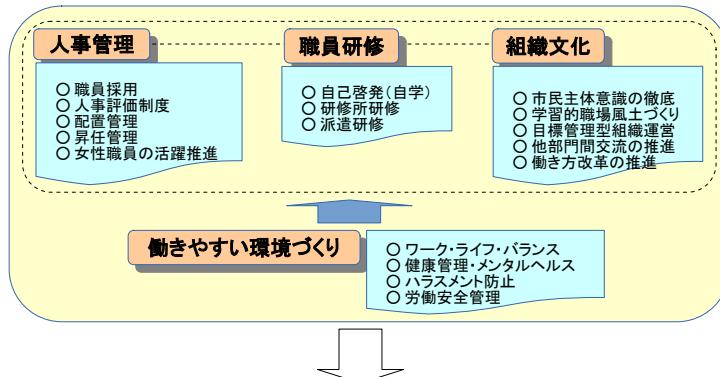
II 人材育成推進プラン

1. 期間

平成30年度～平成34年度(令和4年度) 5ヵ年

2. 取組項目

第3次人材育成基本方針に定める「求められる職員像」の実現に向けて、次の4項目を柱として具体的に取り組んでいきます。



4項目（①人事管理、②職員研修、③組織文化、④働きやすい環境づくり）の取組を着実に進めることにより、「求められる能力（標準職務遂行能力）の向上を図り、ひいては、求められる職員像「志高く快活で、地域とともに、未来を切り拓く職員」の実現を目指す。

3. 具体的な取り組み

■人事管理

(1) 職員採用

①職員採用のための効果的な情報発信

- ・ホームページの採用情報の充実及び就職セミナー等への参加
- ・インターンシップの積極的な受け入れ
- ・就職情報サイトの活用による新卒者への仕事内容及び採用試験情報の発信

②能力・意欲を重視した採用の実施

- ・コミュニケーション能力及び公務に対する意欲を重視した採用
- ・より高い能力・意欲を持つ職員の採用に向けた手法の研究

③多様な人材の確保

- ・再任用職員、任期付職員の活用

- ・社会人採用の拡充
- ・障がい者の法定雇用率の遵守
- ・65歳定期年制を見据えた人材育成、職位、昇任管理等のあり方の研究

(2) 人事評価制度

①人事評価制度の適正な運用

- ・能力評価項目の再構築
- ・新規採用職員等への制度の適切な理解のための研修の実施

②評価結果の適正な活用

- ・人事評価結果の分析及び研修企画等への活用
- ・能力を十分に発揮することができない職員に対する指導・育成

③評価者研修の充実

- ・評価者の評価スキル向上及び評価の目線合わせのための研修の実施

(3) 配置管理

①経験管理（ジョブ・ローテーション）の推進

- ・ジョブ・ローテーションの適切な運用
- ・若手技術職の多様な業務・職場経験に配慮した配置管理の推進

②特定の分野・職務内容に精通した職員の育成

③自己申告制度の充実

- ・自己分析・健康管理への活用に向けた自己申告書充実の検討

④府内公募制の推進

- ・国等への長期派遣の公募の実施
- ・新たな政策課題等を担当する職の公募の研究

⑤キャリア形成支援

- ・若手職員のキャリア形成を支援するための研修及び面談の実施

(4) 昇任管理

①適正な昇任管理の推進

- ・人事評価結果を活用した適正な昇任管理

(5) 女性職員の活躍推進

①女性活躍特定事業主行動計画の推進

- ・女性職員の管理監督者への登用の促進及び職員のワーク・ライフ・バランスの推進

■職員研修

(1) 自己啓発（自学）

①自己啓発支援制度の充実

- ・通信教育講座を受講する職員、自主研修活動を実施する職員への経費の一部支援
- ・難関資格取得後の経費の一部支援

②自己啓発の結果の活用

- ・自己啓発状況の把握及び配置管理への配慮

③自己啓発等休業制度等の導入検討

- ・自己啓発等休業制度等の導入

(2) 研修所研修

①階層別研修の充実

- ・府内及びふくしま自治研修センターでの階層別研修の実施
- ・採用後概ね10年目までの職員に対する法令事務、コミュニケーション能力向上に向けた研修の実施

②専門研修・特別研修の推進

- ・専門の外部研修機関等研修への計画的派遣
- ・ICTスキルの向上のための研修の実施

③所属長による研修受講勧奨

④研修成果の組織への還元

- ・専門の外部研修機関等の研修受講後の職場研修実施の徹底

(3) 派遣研修

①国・地方自治体への派遣研修

- ・原則公募による国等への派遣研修の実施

②民間企業等への派遣研修

- ・民間企業等への派遣研修の実施及び派遣先・派遣対象者等の見直しの検討
- ・長期間の民間企業等への派遣研修の研究

③民間企業等からの研修生の受け入れ拡大

- ・民間企業等からの研修生の受け入れ手法の拡大

■組織文化

(1) 市民主体意識の徹底

①市民サービス向上のための全庁的な運動の推進

- ・サービス向上運動の実施

②市民からの評価の収集及び検証の推進

- ・市民から寄せられた意見、苦情等の各職場へのフィードバック

③地域活動等への参加の促進

- ・地域活動等への参加の意識啓発の推進

④市民、民間企業等との交流機会の検討

- ・出前講座の実施
- ・市民、民間企業等との協働によるセミナー等の検討

(2) 学習的職場風土づくり

①管理監督者による職場環境づくりの推進

- ・自己啓発及び各種研修受講の勧奨
- ・各職場での職員間の業務配分の点検及び業務標準化の推進

②職場研修(OJT)の推進

- ・専門の外部研修機関等の研修受講後の職場研修実施の徹底
- ・各職場の課題解決のための職場研修実施に対する経費の支援

③職場ミーティングの定着促進

- ・管理監督者の階層別研修等での職場ミーティング実施徹底の周知
- ・職場ミーティングの効果的な手法の研究

④職員提案制度の推進及び充実

- ・優れた提案及び業務改善成果に対する表彰
- ・優れた提案の実現に向けた仕組みの整備

⑤メンター制度の適切な運用

- ・制度の理解を深めるための新規採用職員及びメンターへの研修の実施

(3) 目標管理型の組織運営

①各職場における組織目標に基づく業務遂行の徹底

- ・所属長による所属の組織目標の設定及び所属内への周知

②人事評価制度の業績評価を活用した組織運営

- ・組織目標を踏まえた業績評価の目標設定及び当該目標を念頭においていた業務遂行

(4) 他部門間交流の促進

①他部門(職場)間の交流の推進

- ・各種階層別研修での業務内容、課題等の意見交換の実施

⑤働き方改革の推進

①働き方に対する意識改革の推進

- ・組織マネジメント能力及び仕事の生産性の向上に向けた研修の実施

②仕事の生産性の向上を図るための取組の検討及び推進

- ・生産性の向上に向けた取組の検討
- ・ICTを活用した効率的な働き方の取組の検討

③柔軟な働き方の検討及び推進

- ・時差勤務制やテレワークの導入の検討

■働きやすい環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランス

①長時間労働の縮減の推進

②子育て支援(子育て支援プランの推進)

③介護が必要な職員への支援

(2) 健康管理・メンタルヘルス

①健康相談・指導体制の充実

②メンタルヘルス不調の未然防止

③職場での健康管理・メンタルヘルス支援体制の整備

(3) ハラスメント防止

①ハラスメント防止に対する理解の促進

②ハラスメント相談体制の整備・周知

(4) 労働安全管理

①作業環境管理・作業管理体制の整備

②職場安全教育の推進

行財政改革の取組（概要）

本市においては、行財政改革を不断の課題と位置づけ、これまで積極的に取り組んできた。

- *「会津若松市行財政改革大綱」（昭和 61 年）
- *「新会津若松市行財政改革大綱」（平成 8 年）
- *「会津若松市行政システム改革プラン」（平成 13 年）
- *「会津若松市行財政再建プログラム」（平成 15 年）
- *「会津若松市行政システム改革プラン（一部改訂）」
（平成 18 年）
- *「第 2 次会津若松市行政システム改革プラン」
（平成 20 年）
- *「第 3 次会津若松市行政システム改革プラン」
（平成 25 年）

しかしながら、本市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化などの影響により厳しさを増しており、今後も、市民の暮らしを守り、安定した行政サービスを提供していくためには、将来に渡って持続可能な財政基盤を構築していく必要がある。

また、国においては「経済・財政再生計画」に基づき、国と地方における経済・財政一体改革を推進していくとしており、ＩＣＴの徹底的な活用や民間委託等の推進など更なる業務改革を推進することにより、地方における歳出の効率化を図るとしている。

こうしたことを踏まえ、平成 29 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）の 5 年間を推進期間とする行財政改革の取組として、「行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組」を平成 29 年 3 月に策定し、継続的な取組を行っている。

取組の基本目標 持続可能な行財政運営のために

取組の視点

基本目標を達成するために、次の 3 つの視点により取組を進める。

（1）財政マネジメントの強化

継続した行政サービスの提供を可能とするためには、安定的・効率的な財政運営を行っていく必要がある。そのためには、歳入確保や歳出抑制を図りながら、安定的な財政基盤の構築に努めるとともに、経年劣化が進む公共施設への対応や将来のあり方の検討など、効率的で効果的な行政運営のための改革に取り組んでいく。

（2）行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

厳しい財政見通しにおいて、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、継続した公共サービスを提供していくためには、民間にできることは民間に委ね、行政が対応しなければならない政策・課題等

に重点的に取り組める体制を実現することが求められている。

したがって、現在、市が実施している業務の民間委託の拡大、公共施設の適切な管理運営、ＩＣＴを活用した業務の見直し等について検討を行っていく。

（3）市民サービスの向上

市民サービスについては、ＩＣＴの有効活用などにより一層効率的で的確な執行に努め、最適化を図る必要がある。特に窓口等においては、利便性の向上や満足度を高めるための手法を検討する。

また、より良いサービスを提供するために、市民の要望や意見を庁内において共有化を図り、今後の事業に役立てていく。

具体的な取組内容

◆財政マネジメントの強化

【1】安定的・効率的な財政運営の推進

中期財政見通しの作成・公表や総枠配分方式による予算編成を継続するなど、計画的な財政運営に努めるとともに、市債残高の低減を図る。また、ＰＤＣＡの強化やコスト縮減の取組を進める。

- ①中期財政見通しの策定
- ②総枠配分方式による予算編成システムの充実
- ③公債費負担の適正化
- ④基金の積立と活用
- ⑤行政評価システムの充実
- ⑥工事の発注・施工時期の平準化
- ⑦公共工事のコスト縮減
- ⑧国民健康保険税の適正賦課

【2】歳入の増加に向けた取組

市税や税外収入の徴収率向上を図る取組を行うとともに、ふるさと納税や広告事業の推進による自主財源の確保や市有財産の積極的な活用など、歳入の増加に努める。

- ①徴収率向上対策
- ②税外債権管理の強化
- ③ふるさと納税の推進
- ④広告事業の推進
- ⑤市有財産の積極的な活用
- ⑥使用料・手数料等の適正化

【3】総人件費の抑制

定員管理計画に基づき、職員数の適正化を図るとともに、給与等の適正管理に努める。

- ①職員数の適正管理
- ②多様な任用形態の活用
- ③給与等の適正管理
- ④時間外勤務の適正管理

【4】公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設の適正な配置や効率的・効果的な管理運営について検討する。また、劣化が進んでいる施設の長寿命化を図る。

- ①公共施設等総合管理計画の進行管理
- ②公共施設の長寿命化
- ③公共施設の再編・複合化等の検討及び実施
- ④PPP／PFI の手法導入の優先的な検討と推進

【5】統一的な基準による地方公会計の整備促進

統一的な基準による財務書類を作成・公表し、その活用方法についても検討する。

- ①統一的な基準による財務書類の整備及び活用の検討

【6】公営企業会計の適用の推進

地方公営企業法を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じて、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努める。

- ①公営企業会計の適用の推進

【7】行政組織の見直し等による効率的な業務の推進

効率的・効果的な業務遂行が可能となるよう、行政組織の点検・見直しを行う。また、新たに地方公営企業法を適用する公営事業については、業務効率化等の検討を行う。

- ①行政組織の点検・見直し
- ②法適用公営企業（予定含む）の業務効率化等

◆行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

【1】民間委託等の推進

現業部門の民間委託については退職者不補充により継続して推進するとともに、専門的定型業務などの一般事務分野についても、個別具体的にアウトソーシングの可能性を検討する。

- ①現業部門のアウトソーシングの推進
- ②一般事務分野のアウトソーシングの検討
- ③公共サービス広域化の検討

【2】公共施設の適切な管理運営の検討

公共施設の経年劣化の度合いや使用状況などについて総合的に検証を行い、適切で効率的な管理運営体制について、民営化等を視野に入れながら検討する。

- ①児童館のあり方の検討
- ②高齢者福祉施設のあり方の検討
- ③斎場の管理運営のあり方の検討
- ④公民館及び市民センターのあり方の検討
- ⑤公立幼稚園・保育所のあり方の検討
- ⑥保健センターのあり方の検討
- ⑦学校給食施設の集約の検討

【3】ICTを活用した業務の見直し

府内業務システムのクラウド化やICTの活用により事務の効率化や経費削減に努める。

- ①クラウドを活用した効率的なシステム運用の推進
- ②業務システムの標準化・共通化

【4】情報公開・情報発信の充実

分かりやすく効果的な情報発信を行うとともに、市が保有する様々なデータについて、市民が利用しやすい形で公開することに努める。

- ①効果的な情報の発信
- ②オープンデータの推進

◆市民サービスの向上

【1】窓口サービスの改善

市民の利便性向上の観点から様々な見直しについて検討を行う。

- ①窓口サービスの改善
- ②福祉分野の相談窓口の充実
- ③コンビニ交付の拡大
- ④コンビニ納付の拡大
- ⑤番号制度を活用した事務手続きの簡素化

【2】質的向上を図るための取組

市民からの要望や意見等を府内で共有化し、市の事務事業やサービスの見直しにつなげるとともに、ICTを活用し、質の高いサービスの提供に努める。

- ①市民要望・意見等の府内共有化、調整及び対応
- ②ICTを活用したサービスの向上

上記取組の着実な推進を図るため、PDCAマネジメントサイクルを通じ、所管課による年度ごとの自己管理を行い、実効性のある進行管理を行うこととしており、令和2年度の取組状況について、市ホームページにより公表した。

情報化の推進

本市における情報化の取り組みは、昭和42年に発足した会津地方市町村電子計算機管理運営協議会での共同電算処理に始まり、電子計算機高度利用計画（昭和60年～）以降、住民情報・税・収納等の基幹業務システムのオンライン化を中心とする府内システムの整備を行ってきた。

平成6年から、全府的な府内LAN（ローカルエリアネットワーク）の整備やサーバー・クライアント方式（分散処理方式）による新しいシステムの導入を進め、部門業務のシステム化を推進している。その後、インターネットの急速な普及や国のIT戦略等を踏まえ、府内の情報化と地域の情報化の一体的な取り組みを推進するための「地域情報化基本計画」を策定し、地域における通信インフラやインターネット利用基盤の整備、新しい情報化の柱であるICカードの利用促進を行ってきた。

平成17年からは、iDC（インターネットデータセンター）を活用した基幹情報システムのアウトソーシングなどを実施し、近隣市町村との共同利用の体制を整え、府内の業務システムにおいては、仮想化技術を活用してシステムを集約し、コストの抑制を図っている。また、インターネット体験教室やiPadを使用した体験コーナーの設置等、市民のICTリテラシー向上の取り組みを推進してきた。

平成28年には、個人番号（マイナンバー）の自治体間連携が本格的に稼働することから、国が推進する自治体情報セキュリティ強靭化対策の指針に沿った府内ネットワーク分離を行った。また、県内各自治体の情報ネットワークの一連的なセキュリティ対策を実施するため、福島県の自治体情報セキュリティクラウドへの接続を実施している。

現在は、令和元年度に策定した「会津若松市情報化推進計画」に基づき、「協働・共創のためのデジタルシフトの推進」を基本理念として、社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しながら、ICTの積極的な活用を推進している。具体的には、住民情報と連携した統合GIS（※1）をはじめとする地理空間情報の活用促進やオープンデータの推進、携帯電話やスマートフォン向けのアプリやサービスによる身近なICT活用手段の提供、ICTを活用した住民サービスの拡充や自治体クラウドの推進など、産学官公民との”協働”によるICTを活用した取り組みの充実を図っている。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本市の官民データ活用を推進するため

の計画としても位置付けている。

（※1）GIS…地図情報システムの略称。コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索する機能をもったシステム

地域情報化推進事業

◆公共インターネット環境の整備

市民の生活圏において気軽にインターネットを利用できる環境整備を図るため、公民館等に公共フリースポット（無線LAN）を設置し、施設の利用者がパソコンやタブレット端末等を持ち寄り、自由にインターネットを利用した研修会等を行える環境を整備している。

◆ICTを活用した市民との情報交流

市民や観光客、行政などのコミュニケーションツールとして、SNS（※2）/GISなどが連携するプラットフォームを構築し、防災情報の配信や学校や町内会などの連絡網として活用できる公共連絡網システム「あいべあ」のサービスを提供している。また、市公式スマートフォンアプリ「ペコミン」においては、地図とオープンデータ等を連携することでさまざまな情報を発信し多様化するニーズへの対応を図るなど、地域コミュニティの活性化に向けたICTの利活用を促進している。

（※2）SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

同じ趣味や嗜好をもった利用者同士が、繋がってコミュニケーションを取ることができるインターネット上で提供されるサービス。（ツイッター・フェイスブック・インスタグラムなど）

府内情報化推進事業

◆オープンソースソフトウェアの活用

ソフトウェアの導入コストを抑制するとともに、システム関連業者の競争性の確保と地元企業への発注機会の増加を図るために、市が導入する各種システムに、無償で利用できるオープンソースソフトウェアを積極的に活用している。

具体的には府内すべてのパソコンへのOSSオフィスソフト「LibreOffice（リブレオフィス）」の導入や、公共施設予約システムをはじめ当日投票システム、CMS（ホームページのコンテンツを作成、管理するシステム）など業務システムにおいても、オープンソース版で導入し活用を促進している。

◆デジタル・ガバメントの推進

ICTの積極的な活用による庁内情報化の推進とともに、新しい生活様式や働き方改革にも対応した、行政手続きのオンライン化を進め、市民の利便性の向上や事務処理の効率化を図っていきます。

また、テレワークやサテライトオフィスにおけるコミュニケーション手段として、Web会議システムやチャットシステムの活用を推進する。

情報システムの運用

◆本市で稼動している主な情報システム

【基幹情報システム（アウトソーシング運用）】

●会津iDC行政情報システム（平成17年～）

(1) 総合行政システム

- 1 住民登録
- 2 人口統計
- 3 教育
- 4 印鑑
- 5 住登外
- 6 口座・納組
- 7 住民票検索
- 8 国民年金
- 9 住民税
- 10 固定資産税
- 11 軽自動車税
- 12 国民健康保険
- 13 収納管理
- 14 法人住民税
- 15 選挙（期日前・国民投票 平成22年度～）
- 16 税証明

(2) 上下水道料金管理システム

- 17 上水道
- 18 下水道

(3) 内部情報システム

- 19 財務会計（予算編成）
- 20 財務会計（執行管理）
- 21 財務会計（決算統計）
- 22 人事給与
- 23 起債管理
- 24 文書管理
- 25 庶務事務
- 26 グループウェア

【各部局での個別導入システム】

- 1 設計・積算システム（平成5年度～）
- 2 農家台帳システム（平成6年度～）
- 3 建築確認申請システム（平成6年度～）

4 図書管理システム（平成7年度～）

5 開票集計システム（平成8年度～）

6 外国人登録システム（平成8年度～）

7 公共施設予約システム（平成8年度～）

8 健康管理システム（平成8年度～）

9 障がい者福祉システム（平成9年度～）

10 生活保護システム（平成9年度～）

11 家屋評価システム（平成10年度～）

12 課税台帳システム（平成10年度～）

13 下水道受益者負担金システム（平成11年度～）

14 農集排受益者負担金システム（平成11年度～）

15 介護保険システム（平成11年度～）

16 滞納管理システム（平成12年度～）

17 清掃手数料システム（平成13年度～）

18 戸籍システム（平成17年度～）

19 後期高齢者医療システム（平成19年度～）

20 会議録検索システム（平成19年度～）

21 企業会計システム（平成19年度～）

22 CMS（コンテンツマネジメントシステム）（平成19年度～）

23 証明書自動交付システム（コンビニ交付）

（平成22年度～）

24 当日投票システム（平成23年度～）

25 要保護児童管理システム（平成24年度～）

26 コミュニケーションサービス「あいべあ」

（平成24年度～）

27 庁内GISシステム（平成24年度～）

28 デジタルサイネージ（平成24年度～）

29 電子入札システム（平成25年度～）

30 官民連携クラウドシステム（平成25年度～）

31 DATA for CITIZEN（ICTプラットフォーム）

（平成25年度～）

32 子育て支援システム（平成26年度～）

33 ゆびナビ（平成26年度～）

34 個人住民税課税支援システム（平成26年度～）

35 除雪車運行管理システム（平成27年度～）

36 団体内統合宛名システム（平成27年度～）

37 住宅管理システム（平成28年度～）

38 母子健康情報ポータル（平成28年度～）

39 ローカル情報交流アプリ「ペコミン」

（平成28年度～）

40 ペーパーレス会議システム（平成29年度～）

41 森林クラウド（令和元年度～）

42 公共施設マネジメントシステム（令和2年度～）

会津若松市情報化推進計画（概要）

本市では平成13年に初めて「会津若松市地域情報化基本計画」を策定して以降、地域インターネット網などの情報通信基盤や各種情報システムの導入等により、行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、情報通信技術（以下「ICT^(※1)」という。）の効果的かつ効率的な利活用による行政サービスの向上等に取り組んできました。

これまでの取組により、情報通信基盤や府内情報システムの整備が概ね完了したことに伴い、今後情報化の課題は、既存の情報システムに蓄積された各種情報資産等の的確な運用・活用や、急速に進展するSNSやパブリッククラウド^(※2)等のICTサービスの利活用といった情報マネジメントの推進等に移行していくことが考えられることから、こういったICTの進展や社会情勢の変化を考慮した「情報化推進計画」を策定したところです。

^(※1) ICT（アイシーティー）：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

^(※2) パブリッククラウド：不特定多数の企業や個人を対象とし、インターネット等を通じてサーバやネットワークなどのコンピュータ資源を提供する仕組みのこと。利用者は必要な時に必要なだけ資源を利用することができる

計画の位置づけ

本計画は「会津若松市第7次総合計画」の下位計画として位置付け、本市におけるICTの積極的な活用等による情報化を推進していきます。

また本計画は、平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本市の官民データ活用を推進するための計画としても位置付けます。

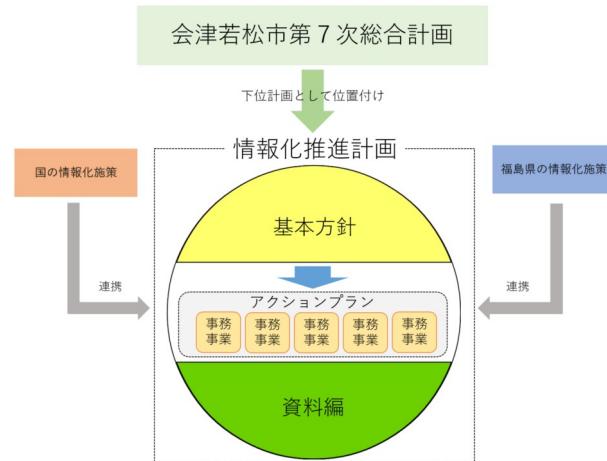
計画の構成

昨今のICTに関する技術やサービス等の進展や変化は著しく、その将来を見通すことが困難であり、中長期的な計画では大規模な制度改正等の流動的な動きに柔軟に対応できないことが想定されます。

そのため本計画は、急速に進展する高度情報化社会において、本市の情報化を着実に進めるための基本的な指針である「基本方針」と、具体的な取組について毎年の行政評価に基づき取組内容を更新して

いく「アクションプラン」、これに計画策定時の国・県の動向や市の現状などを取りまとめた「資料編」の3部構成とします。

なお、基本方針については、特に期限を定めるものではなく、社会情勢や技術動向等の変化に応じて適宜見直しを行っていきます。



計画の基本理念

～協働・共創のための
デジタルシフトの推進～

取り組みの基本となる観点

A デジタル・バイ・デフォルト

事務処理や手続きなどの処理を原則オンラインで行うことで、市民サービスの利便性向上を図る。
(コンビニ交付システムなど)

B データやシステムの標準化・全体最適化

パブリッククラウドなどを利用し、データの共通化による業務継続体制の強化を図るとともに、業務で作成するデータの標準化を推進し、業務の全体最適化を図る。
(情報システムのクラウド化など)

C 地理空間情報の積極活用

住所情報や道路情報、3Dマッピングデータなどを電子的に管理し、府内横断的な利活用を促進する。
(住所辞書^(※3)の整備や横断的な利用など)

D オープン・バイ・デフォルト

市が保有するデータのうち、個人情報や機密性

が高い情報などを除いたものは原則的に全て公開すべきという観点を持ち、積極的なデータの公開に努める。

(オープンデータの推進 など)

E 情報格差（デジタルデバイド^(※4)）への配慮

情報化の推進にあたっては、情報技術の恩恵を受けやすい方と受けにくい方の双方に配慮し、多様な情報取得手段に対応するなど公平性の確保に努める。

(さまざまな手段による市の情報発信 など)

F 先端技術の活用

A I^(※5) や I o T^(※6) 、 R P A^(※7) などの先端技術や次世代通信技術^(※8) の活用により業務の省力化を図り、働き方改革に寄与する業務の見直しや市民サービスの高度化を推進する。

(自動化ツールによるデータ入力代行 など)

G デジタル人材の育成

情報サービス・システムの適切な運用管理や、情報セキュリティ対策などに関する知識を学ぶ機会を創出するほか、地域における I C T 教育を推進・支援し、情報化に資する人材を育成する。

(市民向けインターネット教室 など)

H データの分析・利活用

様々な主体（国、他自治体、市民、事業者等）が公開するデータなどを分析し、社会情勢や市民ニーズを的確にとらえた政策立案や市民サービスの利便性向上に活用する。

(食育推進に係るデータ分析 など)

I インタラクティブ・コミュニケーション

S N S などの利活用促進により、行政と市民のインタラクティブ（双方向・対話的）なコミュニケーションの活発化や地域の情報発信力の強化を図り、地域の課題解決や地域活性化につなげる。

(あいべあやペコミンの利用促進 など)

(※3) 住所辞書：住民基本台帳上の住民住所や、病院等の施設住所に対応する位置情報（座標）を付与したデータのこと

(※4) デジタルデバイド：情報機器の操作が不得手等の理由で、情報技術の恩恵を受けにくい方と、反対に情報機器の操作が得意等の理由で情報技術の恩恵を受けやすい方との間に生じる格差のこと

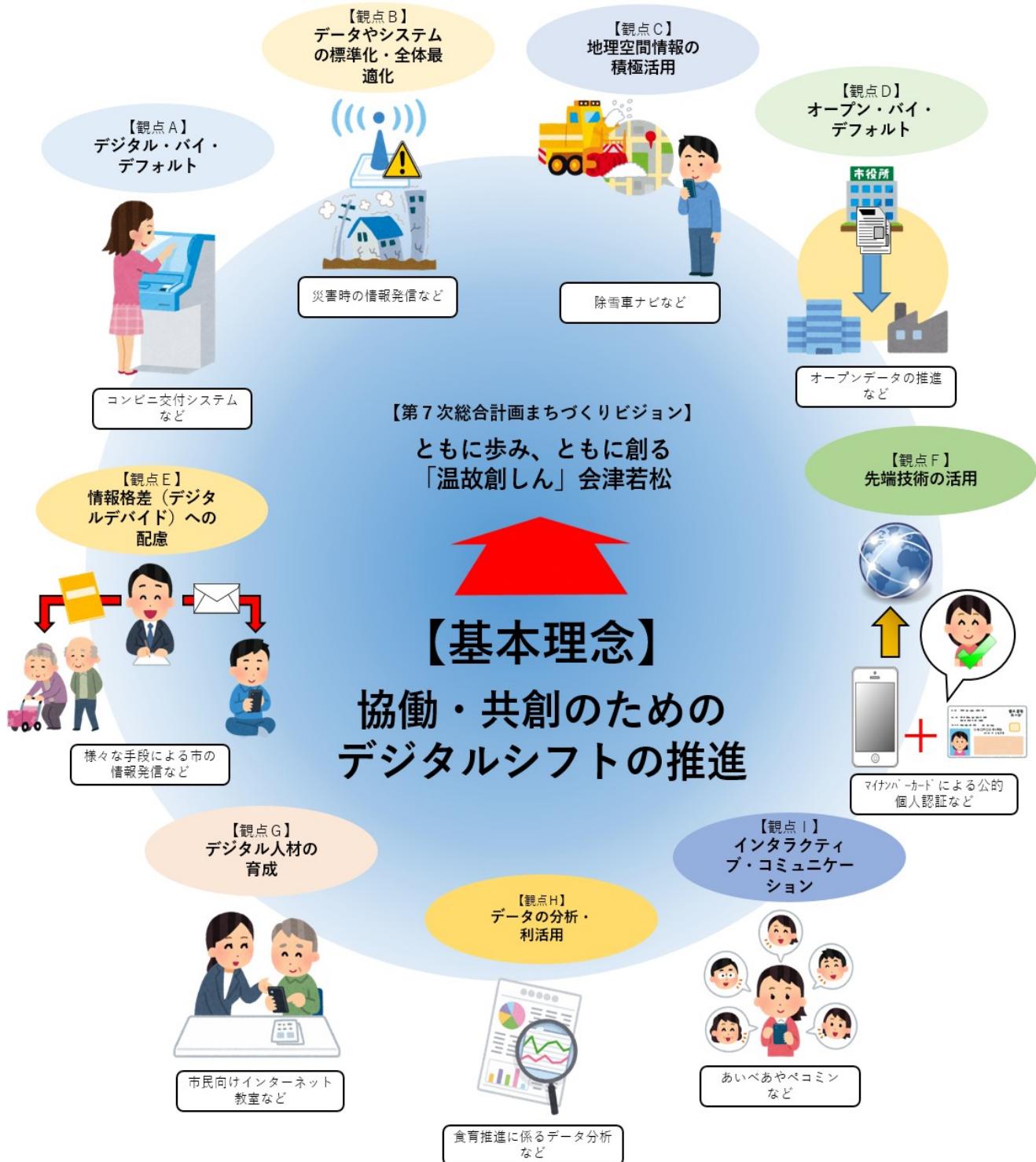
(※5) A I（エーアイ）：人工知能（Artificial Intelligence）の略語

(※6) I o T（アイオーティー）：インターネットに繋がったモノ（Internet of Things）の略語。家電や車、センサーなどの機器がインターネットに接続されることで、様々な情報がやり取りされ、それらを相互に制御できるようになる仕組みや社会のこと

(※7) R P A（アールピーエー）：ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略語。ソフトウェア型のロボットを用い、単純・反復的な作業を自動化すること

(※8) 次世代通信技術：5G（第5世代移動通信システム）など、現在普及している通信システムよりも超高速・大容量の通信を行うことが出来る通信規格や通信技術のこと。更に次の世代である 6G の研究も始まっている

<情報化推進計画の取組イメージ>



情報公開制度・個人情報保護制度

本市の情報公開制度と個人情報保護制度は、本市の行政運営の基本理念である「市民参加のまちづくりの推進」や「開かれた、信頼される市政の推進」を実現するため、平成9年4月に施行した制度である。

情報公開制度は、「会津若松市情報公開条例」に基づき、市民の知る権利を実現するため公文書の開示請求権について定めるとともに、原則として市に公文書の開示を義務付けるものである。

一方、「会津若松市個人情報保護条例」に基づく個人情報保護制度は、市における個人情報の取扱いルールを明確にするとともに、市が保有する自己情報の開示等を請求する権利を実現し、市民のプライバシーの保護を目的とするものである。

平成15年4月に両制度の充実を図るため、これまでの条例の趣旨を継承しつつ、条例を全面的に見直したところである。

平成16年4月からは、個人情報保護制度をより強固なものとするため、個人情報保護条例に個人情報の漏えい等に対する罰則規定を設けた。

平成27年10月には、いわゆる「マイナンバー制度」の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報の取扱いについて、国に準じた取扱いとするため、個人情報保護条例の一部改正を行った。

平成28年3月には、行政不服審査法の改正に伴い、両条例の一部改正を行った。

制度の概要

◆情報公開制度の目的

1 公文書開示請求権の実現

市民が市の行政機関に対して、その保有する公文書の開示を請求できる権利を実現し、原則として市の機関に開示することを義務付けるものである。

2 市政参加の推進

市民の市政参加に必要な情報を入手できるよう開示し、市政への理解と認識を一層深め、市民の自発的かつ主体的なまちづくりへの参画に寄与する。

3 市政に対する信頼の確保

行政情報を開示し、透明化されることによって、公正で開かれた行政執行が担保され、市政に対する市民の信頼関係が一層深められる。

4 職員の意識改革と効率的な行政運営の推進

市民から公文書の開示請求があったときは、市はその請求に適宜・的確に応じなければなら

ない義務が生じ、このことにより職員の意識改革が進み行政運営の改善と適正かつ効率的な事務執行が一層確保される。

◆情報公開制度の概要

1 制度の対象となる市の機関

情報公開制度の対象となるのは、市のすべての機関である。具体的には、市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会が制度の対象となる。

2 原則開示の義務と不開示情報

市民等は、市が保有する公文書の開示を請求することができる。請求を受けた市の機関は、不開示情報が記録されているときを除き、開示しなければならない。

不開示情報には、法律や条例の規定により公にすることのできない情報である法令秘情報など、6つの類型がある。

3 開示手数料

開示の手数料は無料とする。ただし、写しの交付を受ける場合には、コピーワーク（1枚10円）を要する。

◆個人情報保護制度の目的

1 個人情報の適正な取扱いルールの確立

個人情報の適正な取扱いを確保するため、市が行う個人情報の収集、管理、利用等に関する制限を設け、プライバシーの侵害を防止する。

また、市から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの等についての責務を定める。

2 自己情報の開示等請求権の具体化

市民が市の行政機関に対して、行政機関の保有する自己情報の開示、訂正、削除等を求める権利を具体化する。

3 市民の基本的人権の擁護

個人情報が誤っていたり、その漏えいや不当な利用がなされれば、個人の名誉や人格が傷つけられたり、不当な差別に利用されたりするなどさまざまな支障が生じ、個人の幸せな生活が脅かされる事態となる。こうしたことのないよう、個人情報を適切に取り扱い、市民の基本的人権の擁護を図る。

4 市政に対する信頼の確保

個人情報を適切に取り扱うことや「誤った個人情報」の訂正等を請求できるようにすることによって、市政に対する市民の信頼が一

層深められる。

◆個人情報保護制度の概要

1 個人情報の取扱いルールの明確化

市の機関が個人情報を取り扱う場合のルールを定めている。

主なルールとしては、「個人情報収集の制限一個人情報を収集する場合は、目的を明確にし、本人以外からの収集を原則禁止すること」や「目的外利用と外部提供の禁止一収集した目的以外の個人情報の利用（目的外利用）と市の機関以外への個人情報の提供（外部提供）を原則禁止すること」がある。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報の取扱いについて目的外利用及び外部提供の厳格化など、通常の個人情報の取扱いとの区別を図っている。

なお、対象となる市の機関は、情報公開制度と同様に市の全ての機関である。

平成 16 年 4 月から次のとおり、個人情報の不適切な取扱いに対して罰則規定が設けられた。

①「職員」及び「市からの委託業務に従事している者」の個人情報の漏えい等に係る罰則

ア「個人の秘密が記録されたデータベースを正当な理由がなく提供」をした場合は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科される。

イ「個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用」をした場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。

②市からの委託業務に従事している者の雇用者（会社等）に対する罰則

市からの委託業務に従事している者が上記①の行為をした場合は、その雇用者（会社等）に対しても、同様の罰金が科される。

③「職員」による個人情報の収集に係る罰則

職員が職権を濫用して、職務以外に用いるため個人情報を収集した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。

④「不正な手段で自己情報の開示を受けた者」に係る罰則

なりすまし等の不正手段によって、自己情報の開示を受けた者に対して、5 万円以下の過料が科される。

2 自己情報のコントロールの確保

プライバシー権を従来の「ひとりにしてお

いてもらう権利」から「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」へとより積極的、能動的にとらえ直し、自己情報について、**開示請求権・訂正請求権・削除請求権・利用等の中止請求権**の 4 つの請求権を定める。

これは、自己に関する情報は自分のものであるから、自分で管理し、他人のところにある自己情報がどうなっているのかを知り、それをコントロール（関与・支配）できてこそ真のプライバシーの権利が確立されるという考え方に基づくものである。

審査会制度

情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ的確な運用を図るために、第三者機関として「会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会」を設置している。

情報公開制度においては、公文書開示請求に対し不開示等の決定があった場合又は公文書開示請求に係る不作為があつた場合に、市に対して審査請求をすることができる。その際、不開示等の決定をした、又は決定をすべき市の機関が審査請求を受理し、それについて判断を下す。しかし、審査請求に対する公平公正な審査手続がなければ、情報公開制度に基づく市民の権利が十分に確保されているとは言えない。

そのため、審査請求の当事者とは異なる第三者機関として審査会を設置し、慎重かつ客観的な審議を行うことで、信頼される情報公開制度とするものである。

一方、個人情報保護制度においても、原則禁止となっている個人情報の目的外利用や外部提供の例外を認めることは、慎重かつ客観的な判断が求められる。また、自己情報の開示請求等に対する決定又は自己情報の開示請求等に係る不作為に係る審査請求においても、公平公正な審査が必要である。

そのため、個人情報保護制度においても、このような場合に、中立的な第三者機関での慎重な審議を行い、個人情報保護制度の実効性を確保しようとするものである。

◆審査会で審議を行う事項

- 1 情報公開制度及び個人情報保護制度における市の機関の処分又は不作為に対する審査請求に関すること。

- 2 個人の内心の自由に関する情報の例外的取扱いに関すること。
- 3 個人情報の目的外利用及び外部提供に関すること。
- 4 個人情報の処理に係る他の電子計算組織との結合に関すること。
- 5 その他情報公開及び個人情報保護に関すること。

◆審査会の組織

市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

男女共同参画社会づくり

会津若松市は男女共同参画社会づくりを推進しています

概要

本市は、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、これまで条例や計画にそって施策の展開を図ってまいりました。

市民との協働による啓発イベント等の開催や、次代を担う子ども達への男女平等教育の実施、女性のエンパワーメント講座の実施、ワーク・ライフ・バランス等男女がともに働きやすい環境づくりを行う事業者への表彰等の施策により、男女共同参画意識の向上や社会環境づくりの推進に向けて、一定の成果がありました。

一方、少子高齢化の進行や経済活動の変化などに伴い、人々の価値観や生活スタイルは一層多様化しています。

このような社会経済情勢の急速な変化に対応し、活力あるまちづくりを進めるため、平成31年3月に「第5次男女共同参画推進プラン」を策定しました。6つの重点目標と13の主要施策により、さらなる男女共同参画社会づくりを進めています。

主な経過

1985年（昭和60年）

「会津若松市婦人行動計画」策定
(計画期間 1985～1995)

1995年（平成7年）

「第2次会津若松市女性計画ばーとなーしつぶ21」策定（計画期間 1996～2003）

1999年（平成11年）

「男女共同参画社会基本法」公布・施行

2000年（平成12年）

2.27 会津若松市男女共同参画都市宣言

2001年（平成13年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・一部施行
会津若松市男女共同参画ビジョン会議設置
会津若松市職員旧姓使用取扱要綱制定

2002年（平成14年）

会津若松市内全県立高校男女共学化



第5次会津若松市
男女共同参画推進プラン



会津図書館内
男女共同参画コーナー

2003年（平成15年）

「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン
『チャレンジ2008』」策定
(計画期間 2004～2008)
会津若松市男女共同参画推進条例制定
(平成15年12月19日公布、平成16年4月1日施行)

2005年（平成17年）

2.27 会津若松市男女共同参画都市宣言5周年記念式典

2008年（平成20年）

「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン
(改訂版)」策定（計画期間 2009～2013）

2010年（平成22年）

2.20 会津若松市男女共同参画都市宣言10周年記念行事

2013年（平成25年）

「第4次会津若松市男女共同参画推進プラン」
策定（計画期間 2014～2018）

2015年（平成27年）

2.1 会津若松市男女共同参画都市宣言15周年記念事業

2019年（平成31年）

「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」
策定（計画期間 2019～2023）

2020年（令和2年）

2.1 会津若松市男女共同参画都市宣言20周年記念事業

会津若松市男女共同参画推進条例

1. 制定の趣旨

会津若松市においては、昭和 60 年に会津若松市婦人行動計画を策定し、平成 12 年には、市民が主体となり県内で初の「男女共同参画都市宣言」をするなど、市民との協働による男女共同参画の取り組みを積極的に展開してきました。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行など、地域社会のさまざまな分野において、解決しなければならない課題が存在しています。このような状況の中、少子高齢化、国際化の進展をはじめとした急速に変化する社会経済情勢に対応し、真に調和のとれた平和で豊かな活力のある会津若松市を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、「会津若松市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者及び市が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

2. 主な内容

- (1) 男女共同参画を推進するため、個人の人権尊重など 6 つの基本理念を定める
- (2) 市、市民及び事業者の責務を明らかにする
- (3) 教育の場と雇用の分野においての男女共同参画の推進
- (4) 性別を理由とする差別的な行為、間接差別の禁止
- (5) 施策や人権侵害に対する苦情等の申出及び処理について、関係機関との連携を図るなど適切な対応に努める
- (6) 市長の附属機関として男女共同参画審議会を設置し、委員の構成を原則男女同数とする

第5次会津若松市男女共同参画推進プラン ～男女がともに輝ける社会へ～

1. 計画の基本理念

「性別にかかわりなく、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまちを目指して」

すべての市民が性別にかかわりなく、家庭や学校、職場や地域社会などのあらゆる場において、多様な生き方が尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができ、自分の意思で参画し、ともに協力し合うことができる「男女共同参画社会」を目指します。

2. 計画の基本目標

- I 男女共同参画への意識づくり
- II 男女共同参画の社会環境づくり
- III 人権が侵害されることのない社会環境づくり

3. 計画の性格

男女共同参画社会形成に向け、本市の主要な施策について記載したものであるとともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場から家庭、地域、学校、職場など社会全体において積極的に取り組んでいくためのものです。

4. 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項
「市町村男女共同参画計画」
- 会津若松市男女共同参画推進条例第 9 条
「男女共同参画推進計画」
- 会津若松市第 7 次総合計画の具現化に向けた個別計画
- 女性活躍推進法第 6 条第 2 項
「市町村推進計画」

5. 計画の期間

2019 年度(平成 31 年度)から 2023 年度(令和 5 年度)までの 5 年間とします。

計画の体系



国際交流・姉妹都市・親善交流都市等

国際交流

交通の発達や情報通信技術の著しい進歩により、人、もの、情報等の交流が地球規模で展開されるようになってきた今日、本市においても、平成5年の会津大学の開学などを契機として国際化の進展を身近に感じられるようになった。

平成29年度を初年度とする第7次総合計画においては、相互理解と平和意識が醸成され、人や文化、経済の交流により、新しい価値が生まれ続けるまちを目標に掲げ、国際感覚豊かな人づくりの推進と外国人が安心して暮らせる環境の整備に取り組んでいる。

また、海外都市との都市間交流においては、平成3年に中国荊州市と友好都市を締結、平成17年11月には河東町がアメリカ合衆国リーサミット市と締結していた姉妹都市関係を合併により引き継ぎ、さらに平成18年には北マリアナ諸島サイパン市と親善交流都市を締結したところである。長期総合計画に基づき、これらの都市との交流を推進し、相互の理解と友好を深めるものである。

今後とも、国際化施策を積極的に展開し、国籍や民族を問わず、すべての市民がその違いを認め合い、尊重しあうことのできる共生の地域社会づくりを目指すものである。

◆国際交流推進事業

- 1 英語版市政だよりの発行
- 2 外国人生活相談の実施
- 3 国際交流協会への助成

◆友好都市

中国湖北省荊州市 平成3年6月15日締結

戦時中、本市に本拠地があつた旧陸軍歩兵第65連隊（通称白虎部隊）が沙市市（現荊州市）に駐屯した縁により、戦後関係者の友好訪問が行われ、その後民間交流の機運が盛り上がり、平成3年に沙市市において、両市間の相互理解と友好並びに信頼を深め、両市の繁栄と発展の道を開き、子々孫々・世々代々の平和と友好に貢献するため、友好都市を締結した。

- 現在までの両市の交流

- 1 政府代表団相互訪問事業
- 2 専門団相互訪問事業
- 3 青少年書画交換交流事業
- 4 民間の友好交流事業への助成

◆姉妹都市

アメリカ合衆国ミズーリ州リーサミット市

平成14年11月21日締結

平成11年より河東町において「学校教育国際化事業」が開始され、学生間のEメール交換や、平成14年度から始まったホームステイ派遣事業を通して交流を深め、平成14年に河東町において、相互の親善関係と理解を深めるため、将来の世代の間で友好・協力関係が永続するよう文化的教育的交流を行うことを目的として姉妹都市を締結した。

- 現在までの両市の交流

- 1 ホームステイ訪米団派遣事業
- 2 ホームステイ受入事業

◆親善交流都市

アメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島サイパン市

平成18年9月22日締結

本市出身の松江春次氏が、サイパン島において製糖事業を成功させ、現地に繁栄をもたらし「シュガーキング」と呼ばれたという縁により、関係者間の交流が行われ、その後民間団体による交流の機運の盛り上がりを受け、平成18年に本市において、共有する歴史を貴重な遺産としてとらえ永く後々の世代まで引き継ぎ、幅広い分野における交流を通じて友好関係を深め、両地域の発展と繁栄を目指すため、親善交流都市を締結した。

姉妹都市

◆青森県むつ市 昭和 59 年 9 月 23 日締結

明治戊辰の役により、会津藩が斗南藩として現在のむつ市を中心とする青森県に移封となり、辛苦の末たどり着いた会津藩士たちを陸奥の人々は軒先に提灯をつるし、温かく迎えてくれたという歴史的絆による。姉妹都市の締結により、両市の友好親善はもとより、教育・文化・経済・観光等の交流を図るとともに、両市により一層の繁栄を期するものである。

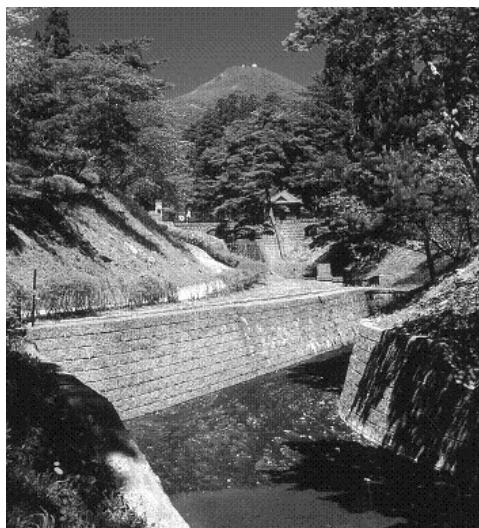
・ 現在までの両市の交流

- 1 両市代表団の相互訪問
- 2 教育使節団の相互派遣
- 3 小中学生の書画、作文の交換
- 4 物産展の相互開催
- 5 各種公式行事への参加
- 6 まつりの交歓
- 7 駅伝・マラソン大会参加等のスポーツ交流

なお、平成 16 年 9 月には締結 20 周年を迎、本市で「歴史シンポジウム in 会津」を記念事業として実施し、記念祝賀会などを開催した。

また、相互に 4 年ごとの表敬訪問を行っており、平成 26 年度は本市がむつ市を訪れ締結 30 周年の記念事業として記念式典・記念植樹を行い、平成 28 年度はむつ市が本市を訪問、平成 30 年度はむつ市を訪問した。

共通の歴史で結ばれた絆を次の世代に引き継ぐとともに、地域間交流を推進し、両市の友好親善関係の発展を目指す。



日本最古の石造アーチ式ダムと
釜伏山（かまふせやま）

親善交流都市

親善交流都市の締結により民間交流を支援し、親善を深め、両市の繁栄と発展を推進するものである。

◆徳島県鳴門市 平成 11 年 10 月 30 日締結

本市第 9 代市長松江豊寿（まつえとよひさ）氏が板東俘虜収容所長時代、ドイツ兵捕虜に対し、寛容と博愛の精神をもって人道的に接した。このヒューマニズムあふれる人権尊重の史実を両市の至宝として共有し、市民の人権意識の高揚を図るものである。

なお、平成 18 年 6 月には、松江豊寿を主人公とする映画「バルトの楽園」が公開された。

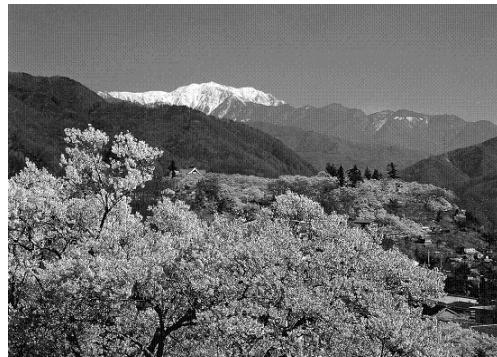


大鳴門橋と渦潮

◆長野県伊那市（旧高遠町）

平成 12 年 9 月 24 日締結

高遠藩主であった保科正之公が最上藩主を経て、会津松平藩初代藩主となり多くの家臣とともに会津の地に根をおろした縁による。正之公の清廉で高潔な人格は、高遠の地で育まれ会津で花開いたといわれ、その教えは会津の心の規範として受け継がれてきたものである。



タカトオコヒガンザクラと南アルプス連峰

◆北海道余市町 平成27年10月14日締結

明治元年（1868年）に会津藩が戊辰戦争に敗れた後、旧会津藩士団は北海道開拓のため、当時未開の余市に入植し、苦難の末、黒川村、山田村を開いた。その他、余市において「日進館」を開校して教育に力を注ぎ、また、りんご「緋の衣（ひのころも）」の栽培に成功した。

両市町は、互いを結ぶゆかりを貴重な歴史的遺産として次代に引き継いでいくこととし、住民意識の高揚を図るものである。



「緋の衣」の原木

友好都市

◆神奈川県横須賀市 平成17年4月17日締結

相模の国佐原郷（横須賀市）を拠点としていた葦名氏の祖、佐原十郎義連が源頼朝から領地を与えられ、以後、約400年間、葦名氏が会津を治めた。

文化7年（1810年）からの10年間、会津藩が江戸湾警備を行うために、三浦半島を統治し、藩士たち約1,000人が駐留した。

両市は、互いに統治し、統治されるという奇しき歴史を共有しており、この貴重な遺産を礎に親善交流のさらなる推進を期する。



腰越 会津藩士墓地

蒲生氏郷公ゆかりネットワーク共同宣言

文武両道の武将として名高い蒲生氏郷公のまちづくりを礎として発展した、日野町、松阪市、会津若松市のゆかり三市町がネットワークを形成し、氏郷公を共有の、貴重な歴史的遺産として永く後世に引き継ぎ、相互交流を通じて親善を深め、地域の繁栄と発展を図るものである。

（平成14年9月22日宣言）

◆滋賀県日野町

1556年、蒲生氏郷公生誕の地で、蒲生家の繁栄とともに城下町として商工が栄え、後に天秤棒一本で行商を始め、関東中心に多くの店を構えた近江商人発祥の地である。

◆三重県松阪市

1558年、蒲生氏郷公によって開かれた城下町。古くから熊野、和歌山、参宮街道が集まる交通の要衝として、多くの旅人で賑わい、江戸時代には、三井高利などの多くの豪商を輩出した。

会津藩北方警備ゆかりの地交流都市共同宣言

1808年（文化5年）、開国・通商を求め実力行使にててきたロシアからの脅威に備え、会津藩が約1,600名の藩士たちを派遣し、権太・宗谷・利尻の警備を行った。約50名の藩士たちが厳しい自然環境と水腫病で亡くなり、その墓は、現在でも地元の方々の手により大切に管理されている。

北海道の稚内市・利尻富士町・利尻町・会津若松市の4市町は、共通の歴史を末永く継承し、交流による地域の繁栄と発展を図るものである。

（平成20年7月4日宣言）

◆北海道稚内市

北方警備で犠牲になった会津や秋田の藩士たちの墓「旧藩士の墓」が宗谷旧護国寺跡にあり、毎年、地元町内会の方々により、盛大な慰靈祭が執り行われている。

◆北海道利尻富士町

会津藩士の墓が景勝地であるペシ岬と慈教寺境内の2箇所にある。いずれも町の文化財に指定され、大切に管理されている。

◆北海道利尻町

会津藩士の墓の隣に「会津藩士顕彰碑」が平成8年に建立された。顕彰碑は高さ2.8m、幅1.1m、重さ3.5tで、会津の磐梯石を台座としている。

相互交流宣言

激動の幕末にあって京の都の治安の保持に任じた京都守護職松平容保公と会津藩士たち。同志社大学を興した新島襄を支えた会津出身の妻・新島八重。

こうした先人たちが紡ぐ両市の縁にとって節目の年、東日本大震災からの復興と両市の友好発展を目指し、観光分野を中心とした相互協力・交流を実施することを宣言する。

(平成24年3月20日)

◆京都府京都市

深い歴史と文化を兼ね備えた、日本を代表する都市であり、数多くの縁がある。

会津藩士の墓がある金戒光明寺・西雲院では、毎年京都會津会主催による、盛大な法要が執り行われている。

職員及び職員研修

職員数と給与

◆部局別職員数 (令和3年4月1日現在)

区分	定数	現 員		
		一般 行政職	技能勞 務職	計
市長部局	768	720	34	754
議会	13	11	0	11
監査委員	8	6	0	6
選挙管理委員会	7	7	0	7
公平委員会	1	0	0	0
農業委員会	9	8	0	8
教育委員会	122	106	8	114
上下水道局	68	64	0	64
計	996	922	42	964

※育休任期付職員、国等からの派遣職員及び短時間勤務職員を除く。

◆平均給料月額及び平均年齢 (各年4月1日現在)

区分	職員数	平均年齢	平均給料
令和2年	行政	857人	43歳 6月 328,800円
	企業	63人	44歳 0月 333,400円
	技労	46人	54歳 2月 357,900円
	計	966人	44歳 0月 330,500円
令和3年	行政	867人	43歳 7月 326,600円
	企業	64人	43歳 5月 330,400円
	技労	42人	54歳 5月 360,800円
	計	973人	44歳 1月 328,400円

※会津若松地方広域市町村圏整備組合への派遣職員分(令和2年4名分、令和3年4名分)を除く。

◆初任給基準 (令和3年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	193,100円
	短大卒	166,700円
	高校卒	153,900円

職員研修

◆基本方針

「職員研修」は、職務遂行において必要とされる能力を直接的に開発・向上させる手法であり、平成

30年3月に策定した「第3次会津若松市人材育成基本方針」においても、人材育成システムの重要な柱として位置づけている。

同基本方針およびその実施計画である「人材育成推進プラン（平成30年度～平成34（令和4）年度）」に基づき、職員研修の充実を図り、個々の研修を適切かつ着実に推進していくことにより、職員の職務遂行意欲の向上と能力開発を図る。

◆職員研修体系

職員研修	1 研修所研修	①階層別研修 ②専門研修 ③特別研修
	2 派遣研修	①国等 ②民間企業等 ③外部研修専門機関 ④先進都市
	3 職場研修	—
	4 自己啓発	①通信教育講座受講支援 ②職員自主研修活動支援

1 研修所研修

①階層別研修

管理職研修、グループリーダー研修、新規採用職員研修、民間企業体験研修、ふくしま自治研修センター階層別研修 等

②専門研修

庶務財務実務研修、ふくしま自治研修センター選択研修 等

③特別研修

健康管理・メンタルヘルス研修、普通救命講習、防火管理者資格取得講習 等

2 派遣研修

①国等

内閣府への派遣

②民間企業等

民間企業体験研修、社会福祉施設体験研修

③外部研修専門機関

日本経営協会、市町村アカデミー、全国建設研修センター、ふくしま市町村支援機構等への派遣研修

④先進都市

国内で先進的な事務・事業を実施している自治体への派遣研修

3 職場研修

専門講師を招いての職場研修実施における経費の一部支援

4 自己啓発

①通信教育講座受講支援

②職員自主研修活動支援

広聴・広報

広 聽

◆市政モニター

昭和47年から実施しているもので、市政モニターを通じ市政に対する市民の意見や要望を聴取し、市民の声を反映させる制度である。

なお、平成21年度までは各地区からの推薦並びに公募による応募者を市政モニターとして委嘱していたが、平成22年度より登録型の市政モニター制度へと変更し、主に市政に関するアンケートなどにインターネットや郵便などで回答してもらう制度とした。

●令和2年度の実績

- ・市政モニター登録者数 78人
- ・アンケートの実施回数 6回

◆市長への手紙

年2回全世帯配布の市政だより（令和2年度は6月1日号、12月1日号）に「料金受取人払」ハガキを刷り込み、市政に対する意見、要望を聴取しております、昭和45年にスタートした。

なお、令和2年度の受理数は572通（令和3年3月31日現在）であった。※提案ポスト分51件を含む

◆市長への提案ポスト

市の庁舎や支所などに投書箱を設置し、広く市民から市政へのさまざまな提案を幅広くうけようとするものであり、平成4年7月よりスタートした。

●令和2年度投書件数 51件

◆ふれあいの日

平成3年8月よりスタートした「ふれあい土曜日」が週休2日制の導入に伴い、平成4年11月より「ふれあいの日」と改められた。

市民の市政に対する意識や要望を把握し、市政運営の参考とするため、毎月1回2時間程度（事前予約制）市長室を開放し、市民と市長の対話の場を設けたものである。令和2年度は33件に対応。

◆施設めぐり ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を中止。

- 実施回数 0回
- 参加者 0人
- 開催期間 なし
- 対象 市内に在住・通勤・通学している人で構成される10人以上の団体と個人。定員は23人。

広 報

◆各種広報の編集・発行（令和2年度）

【市政だより】

- 発行回数 年13回（毎月1日、10月15日臨時号）
- 形状 A4判（平均30頁で構成）
- 年間予算 16,994千円（大熊町分含む）
- 配布方法 配送業者に委託（配送業者～各区長～全世帯）

【点字市政だより】

- 発行回数 年13回（毎月1日、10月15日臨時号）
- 形状 B5判（平均39頁）
- 年間予算 455千円
- 配布方法 ボランティアグループ「点字サークルひよこ」に委託

【声の市政だより】

視覚障がい者を対象に、会津若松音訳サークルひびきの会が市政だよりを朗読したものを作成し、CDに録音し、利用者に郵送している。令和3年4月1日現在の利用者は34名。

- 発行回数 年13回（毎月1日、10月15日臨時号）
 - 年間予算 459千円
- また、インターネットを利用して誰もが聞く事ができるように、録音された音データを市のホームページにも掲載している。

【英訳市政だより】

市政だよりの原稿（お知らせを中心として外国人に必要と思われる部分）を英訳して、府内で印刷（現在約230部）している。

- 発行回数 年13回（毎月1日、10月15日臨時号）
- 形状 A4判（平均4～8頁）
- 配布方法 希望者に郵送、ホームページに掲載

【シティプロモーションパンフレット】

市政だよりの過去の特集をパンフレット化。

◆インターネットによる広報

市政や観光などの情報を迅速かつ確実に発信するため、公式ウェブサイトやSNSなどのインターネットサービスを活用した広報活動を行っている。

◆テレビによる広報

テレビ広報番組の制作・放送により県内全域の人々への情報の発信を行っている。

【あいづわかまつ情報チャンネル】

●概要

- ・本市の取組や各種募集、イベントや催し物のお知らせなどの情報を紹介する番組を、県内民放テレビ局4社が交代で毎月1回放映している。（5分間番組）

●放送

- ・5～6月 福島中央テレビ（FCT）
- ・8～9月 テレビユー福島（TUF）
- ・11～12月 福島放送（KFB）
- ・2～3月 福島テレビ（FTV）

【シティプロモーションテレビ広報】

●放送

- ・年12回放送（不定期）
- ・テレビユー福島

◆ラジオによる広報

県内全域に向けて催し物などの情報を発信するため、ラジオ福島でラジオ広報番組を毎月1回放送している（5分間番組）。

その他、コミュニティ放送「エフエム会津」においても広報番組を放送している。

【放送日時】

●ラジオ福島

- ・「聞いてくなんしょ！会津若松」
毎月最終土曜日 8：30～8：35

●エフエム会津

- ・「市役所情報スタジアム」
毎週月～金曜日 13：45～14：00
18：45～19：00※再放送
- ・「市役所情報スタジアムmini」
毎週月～金曜日 8：10～8：15
18：00～18：05※再放送

放送スタッフが番組を構成する。番組は市側の出演者と放送スタッフとの対話方式で進める。
原則、事前録音。

●市役所情報スタジアム mini

5分番組。市が作成した原稿を元に放送。平成31年4月から放送を開始した。

【放送スタッフ制度】

●目的

- ・コミュニティ放送の特性により、市民に対して最新の情報を伝えることが可能であることから、伝えたい情報をリアルタイムに知りたい人に伝えるシステムを構築する。
- ・若手職員を起用することにより、若者をはじめ市民にわかりやすく親しみの持てる内容にしていく。

- 人数 21人

- 任期 1年間（7月～翌年の6月）
※1年ごとに更新する。

- 募集方法 主査以下の若手職員とし、各部等からの推薦と公募による。

- 担当業務 月～金曜日に放送する15分番組の構成、放送等を行う（ローテーションにより月1回程度担当）。

◆災害時の協力体制

●災害協定

- ・市の災害対策本部が設置された場合、対策本部からの情報を最優先で放送する内容の協定を平成8年9月20日締結。
- ・Jアラート（全国瞬時警報システム）からの情報に基づき、気象情報・国民保護情報などを、音声自動割込み放送する内容の協定を平成26年3月19日締結。

コミュニケーション放送「エフエム会津」

◆会社の概要

- 会社名 株式会社エフエム会津
- 愛称 FM愛's
- 資本金 5,200万円
- 出力 20W
- 周波数 76.2MHz
- 放送区域内人口 23万人

（会津若松市全域と喜多方市、会津美里町、会津坂下町、磐梯町の一部を含む）

- 開局年月日 平成8年9月21日

◆市の広報番組

●市役所情報スタジアム

15分番組。月間広報計画に基づき、市職員の

統 計 事 務

主 な 基 幹 統 計 調 査

実施主体	調査名	根拠法令	周期
総務省	国勢調査	国勢調査令、国勢調査施行規則	5年
	経済センサス-基礎調査	経済センサス基礎調査規則	5年
	住宅・土地統計調査	住宅・土地統計調査規則	5年
	労働力調査	労働力調査規則	毎月
	小売物価統計調査	小売物価統計調査規則	毎月
	家計調査	家計調査規則	毎月
	個人企業経済調査	個人企業経済調査規則	四半期
	就業構造基本調査	就業構造基本調査規則	5年
	全国家計構造調査	全国家計構造調査規則	5年
	社会生活基本調査	社会生活基本統計調査規則	5年
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省生産動態統計調査規則	毎月
	商業動態統計調査	商業動態統計調査規則	毎月
	特定サービス産業実態調査	特定サービス産業実態調査規則	毎年
総務省及び 経済産業省	経済センサス-活動調査	経済センサス活動調査規則	5年
	工業統計調査（※）	工業統計調査規則	毎年
農林水産省	農林業センサス	農林業センサス規則	5年
	漁業センサス	漁業センサス規則	5年
文部科学省	学校基本調査	学校基本調査規則	毎年
	学校保健統計調査	学校保健統計調査規則	毎年
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月勤労統計調査規則	毎年
福島県	現住人口調査		毎月
	鉱工業指數		毎月
	県民経済計算・市町村民所得推計		毎年
	最近の県経済動向		毎月
	産業連関表		5年
	景気動向指数（C I）		毎月

※ 「経済センサス-活動調査」実施年を除く。

選挙

選挙人名簿登録者数

区分	総 数	男	女	基準
令和3年	98,857人	46,698人	52,159人	3月定時登録日現在
令和2年	99,488人	46,887人	52,601人	3月定時登録日現在
平成31年	100,000人	47,112人	52,888人	3月定時登録日現在

選挙概要（過去3回）

※（補欠選挙を除く）

執行年月日	定数 (人)	立候補 者 数 (人)	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率 (%)
			総数	男	女	総数	男	女	

◆市長選挙

令和元. 8. 4	1	3	98,947	46,595	52,352	52,845	24,712	28,133	53.41
(無投票のため未算出)									
平成23. 8. 7	1	2	100,195	46,807	53,388	60,111	27,835	32,276	59.99

◆市議会議員一般選挙

令和元. 8. 4	28	32	98,947	46,595	52,352	52,838	24,706	28,132	53.40
平成27. 7. 26	30	35	98,680	46,253	52,427	49,572	23,118	26,454	50.24
平成23. 8. 7	30	32	100,195	46,807	53,388	60,099	27,828	32,271	59.98

◆衆議院議員総選挙（小選挙区）

平成29. 10. 22	1	4	100,390	47,350	53,040	59,157	28,014	31,143	58.93
平成26. 12. 14	1	4	99,767	46,763	53,004	52,251	25,097	27,154	52.37
平成24. 12. 16	1	4	100,592	47,058	53,534	58,729	28,056	30,673	58.38

◆参議院議員通常選挙（福島県選出）

令和元. 7. 21	1	3	99,612	46,935	52,677	54,399	25,838	28,561	54.61
平成28. 7. 10	1	3	100,816	47,410	53,406	56,193	26,862	29,331	55.74
平成25. 7. 21	1	6	100,362	46,966	53,396	53,911	25,732	28,179	53.72

◆福島県知事選挙

平成30. 10. 28	1	4	99,358	46,752	52,606	42,349	19,564	22,785	42.62
平成26. 10. 26	1	6	99,180	46,448	52,732	42,095	19,860	22,235	42.44
平成22. 10. 31	1	2	100,731	47,098	53,633	40,008	18,704	21,304	39.72

◆福島県議会議員一般選挙

令和元. 11. 10	4	5	98,939	46,568	52,371	37,826	17,907	19,919	38.23
平成27. 11. 15	4	6	98,579	46,222	52,357	42,415	20,123	22,292	43.03
平成23. 11. 20	4	7	100,509	47,020	53,489	46,497	22,082	24,415	46.26

会津大学

会津大学は、豊かな自然や歴史に恵まれ、教育・文化の伝統を受け継ぐ会津の地に、日本で最初のコンピュータ専門大学として平成5年4月に開学した。

教員の4割が外国人という国際的環境の下で、地域社会及び国際社会の産業・文化の発展に寄与する研究者や技術者、起業家精神を持つ人材の育成を目指す。

東日本大震災からの確実な復興を支援するために「会津大学復興支援センター」を平成25年3月4日に設立した。コンピュータ理工学専門の大学である会津大学の特徴をいかし、県内外の大手IT関連企業や会津大学発ベンチャー企業と連携しながら、新産業の創出を図るとともに、会津地域はもとより福島県内へのIT関連企業の集積を促し、雇用拡大を図る。

コンピュータ理工学部

先進のソフトウェアとハードウェアを自在に創り出すことで、時代のサイエンスとテクノロジーをリードする確かな原動力となっていく人材を育てる学部。

進ちょくの速いコンピュータ社会に柔軟に対応し、また学生が希望する進路に応じた専門領域の科目を履修できるよう、平成30年4月から5フィールド（専門領域）からなるカリキュラムを導入している。

- コンピュータ理工学部 入学定員 240名

◆学生数(令和3年4月1日現在)

●学生数		(単位 人)	
	男	女	計
1年次	233	27	260
2年次	260	25	285
3年次	206	30	236
4年次	265	32	297
計	964	114	1078

◆教員数 (令和3年5月1日現在)

- 日本人教員 71名
- 外国人教員 39名

大学院

科学技術の新たな研究ネットワーク形成の新たな拠点かつコンピュータ理工学の分野において、国際的に貢献できる先駆的な学術教育の場として、平成9年4月に開設された。

平成20年4月からは、これからI T産業を担う人材の育成を目標に掲げて集中研究型プログラムが開設され、プロジェクト開発・運営に重点を置いた、産業界を強く意識したチーム主体の教育も行われている。

◆博士前期課程

- 《コンピュータ・情報システム学専攻》
 - 入学定員 100名、収容定員 200名
 - 《情報技術・プロジェクトマネジメント専攻》
 - 入学定員 20名、収容定員 40名

◆博士後期課程

- 入学定員 10名

◆院生数 (令和3年4月1日現在)

◇ 博士前期課程

	男	女	計
1年次	70	8	78
2年次	71	6	77
計	141	14	155

◇ 博士後期課程

	男	女	計
1年次	21	4	25
2年次	11	1	12
3年次	23	4	27
計	55	9	64



多くの人材を育む会津大学

就職状況

◆令和2年度進路状況

(令和3年3月31日現在)

進路		人数
就職	民間企業	149(24)
	公務員	3(3)
	教員	2(2)
	家業	2
	起業	0
	計	156(29)
進学	大学院博士前期課程	49
	他の大学院	8
	研究生	0
	専門学校	0
その他		1
未定		12
合計		226

※()内は、県内就職者数

◆令和2年度進路状況(大学院)

進路		人数
就職	民間企業	38(2)
	公務員	1(1)
	教員	0
	家業	0
	起業	0
	計	39(3)
進学	大学院博士後期課程	16
	他の大学院	2
	研究生	2
	専門学校	0
その他		14
未定		2
合計		75

※()内は、県内就職者数

会津大学短期大学部

昭和26年4月に高等教育機関を強く要望する会津地域の声に応え、会津短期大学として開学以来、地域の発展に貢献。平成5年の会津大学開学とともに短期大学部へと移行。創造性の向上をめざした教育を実践しており、社会で即戦力となり得る人材を育成している。平成19年4月には、地域に開かれた大学として、地域の活性化に積極的に貢献していくため、地域活性化センターを開設した。

産業情報学科

《経営情報コース》

経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成する。

《デザイン情報コース》

インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成する。

【資格（デザイン情報コース）】

二級建築士・木造建築士（国家試験受験資格・所定の履修科目及び単位を修得すると実務経験不要）

●入学定員 60名

食物栄養学科

高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く専門知識を身につけ、人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことのできる人材を育成する。加えて、健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成する。

【資格】

栄養士、管理栄養士（国家試験受験資格・卒業後一定の実務経験必要）、NR・サプリメントアドバイザー認定試験受験資格（一般社

団法人日本臨床栄養協会認定）、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格（公益社団法人日本フードスペシャリスト協会認定）

●入学定員 40名

幼児教育学科

人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察力を身につけ、地域社会の幅広い分野で地域社会の教育・保育の向上に寄与できる人材を育成する。

【資格】

幼稚園教諭二種免許、保育士、社会福祉主事任用資格、社会福祉士（国家試験受験資格・卒業後2年間の実務経験必要）

●入学定員 50名

学生数

◆学科別学生数（令和3年4月1日現在）

学科名	産業情報学科		食物 栄養 学科	幼児 教育 学科
	経営 情報 コース	デザイン 情報 コース		
1年生	35	27	31	50
2年生	35	28	37	50
合計	70	55	68	100

進路状況

◆令和2年度進路状況

	進 路	人 数
就職	民間企業	116(72)
	公務員	11(10)
	計	127(82)
	進 学	16
	その他の	7
	未 定	7
	合 計	157

※（）内は、県内就職者

会津大学開学までの歩み

年月	県のうごき	年月	地元のうごき
S 59. 12	会津総合開発協議会、会津若松市等から県に対し て昭和 59 年以来再三にわたり県立会津短期大学 の整備拡充に関する陳情がなされた。県議会にお いても昭和 59 年 6 月議会以来会津短期大学の整 備拡充、さらに検討機関の設置等について種々の 質疑が行われてきた。 新長期総合計画の高等教育機関の充実の中に会津 短大の拡充が盛り込まれる	S 42. 5	会津総合開発協議会において県立会津短期大学 の 4 年制大学への昇格が取り上げられる
60. 4	府内に会津短期大学に関する調査研究会設置	45. 1	民間人による会津に国立大学をつくる会設立 (昭和 59 年 3 月会津に大学をつくる会に名称 変更)
9	県と地元産業界の代表者との懇談会の開催	45. 8	市長、市議会議員等による会津若松市大学誘致 促進協議会を設置
60. 12	会津短期大学と地元産業界等の代表者との 懇談会の開催 (6 回)	53. 11	大学教授、市長、助役等から成る会津若松市国 立大学設立準備委員会を設置
~61. 2		54. 1	会津若松市国立大学設立準備委員会による東北 芸術工科系大学構想の提案
61. 1	会津短期大学内に会津短期大学将来構想委員会を 設置	60. 2	高等教育懇話会
3	会津短期大学に関する調査研究会の調査研究結果 の報告	3	会津若松市国立大学設立準備委員会による東北 芸術工科大学構想のまとめ
62. 3	会津短期大学将来構想委員会の検討結果の報告	62. 10	会津に 4 年制大学をつくる促進協議会設立 (主な活動)
4	府内に会津短期大学整備検討委員会設置		4 年制大学誘致のため、県や県議会に陳情活 動を展開
63. 6	県内有識者から成る会津地域大学整備懇談会を設 置	H 元. 8	会津地域県立 4 年制大学設置協力会設立 (主な活動)
H 元. 3	同上懇談会から、会津地域における大学の整備に ついて (提言) が出される		陳情の実施及び情報の収集、さらに、県立 4 年制大学の施設の整備・設備の充実等に対す る協力
5	県庁内に会津地域大学整備連絡調整会議を設置	9	会津若松市に県立 4 年制大学を実現するため、 県に対する協力の申し入れ
9	9 月県議会において大学整備の基本方針を発表	10	会津若松市県立 4 年制大学対策本部の設置
12	副知事を委員長とする会津地域大学整備推 進会議を設置	12	会津若松市における学園地区の形成に関する調 査結果報告書の県への提出
2. 2	会津地域大学整備推進会議内に、大学関係者 12 名からなる、会津地域大学推進会議専門委員会を 設置し、検討の結果、新大学の学部・学科等の具 体的な内容の方向付けがなされる	2. 2	大学用地の確保等に関する協力の申し入れ
6	福島県立会津大学 (仮称) 基本構想を発表	4	会津若松市県立 4 年制大学対策本部内に大学誘 致対策班と大学用地担当を設置
6	会津地域大学整備推進会議の名称を変更し、福島 県立会津大学 (仮称) 設立準備委員会を設置	3. 3	(財)会津地域教育・学術振興財団設立認可 (主な活動)
7	福島県立会津大学 (仮称) 設立準備委員会内に、 基本計画策定委員会を設置し、ソフト・ハード両 面にわたる具体的な検討に着手		会津大学 (仮称) 等の高等教育機関における 教育・研究に対する助成
3. 4	福島県立会津大学 (仮称) 基本計画を公表	3. 5	会津地域県立 4 年制大学設置協力会は福島 県立会津大学運営協力会に名称変更 (主な活動)
4	大学整備事業の本格化に伴い、総務部内に県立大 学整備室を新設		県立会津大学 (仮称) の設置決定に伴い、大 学の運営面における支援活動を目的とする
8	福島県立会津大学 (仮称) 設立準備委員会に、專 門委員会を設置し、大学許可申請に向けた検討に 着手		
4. 2	自治省 (財政局調整室) との協議終了		
4	会津大学設置認可申請書及び福島県立会津短期大 学産業情報学科設置認可申請書を文部省に提出		
10	文部省大学設置審議会実地審査の実施		
12	会津大学及び福島県立会津短期大学産業情報学科 が設置認可される		
5. 4	会津大学開学		